



第6次
太子町総合計画

令和8年3月

太子町



第6次 太子町 総合計画

(太子町地方創生総合戦略)

和の心を次世代へつなぐまち

～「自然を守る」、「暮らしを育む」、
「未来を創る」
ふるさと“たいし”～



第6次 太子町 総合計画



和の心を次世代へつなぐまち

～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」
ふるさと“たいし”～

目次

ごあいさつ

基本構想

01	総合計画について	1-1
1	計画策定の背景と目的	1-1
2	計画の役割	1-1
3	計画の構成	1-2
4	目標年次	1-3
02	太子町の概況と課題	2-1
1	概況	2-1
2	住民意向	2-28
3	まちづくりの主要課題	2-35
03	まちづくりの基本方針	3-1
1	基本理念	3-1
2	基本目標	3-3
3	人口の将来展望	3-5
4	まち空間の考え方	3-6

前期基本計画

04	前期基本計画の体系	4-1
1	基本計画の趣旨	4-1
2	基本計画の構成	4-1
3	前期基本計画の体系とSDGsとの対応	4-2
4	進行管理	4-5
05	分野別計画	5-1
1	未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）	5-3
2	郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）	5-11
3	全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり（健康・福祉）	5-19
4	地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）	5-27
5	誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）	5-35
6	持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）	5-45
06	資料編	資料-1

ごあいさつ

本町では、平成 28 年度（2016）からの 10 年間の計画期間とする「第 5 次太子町総合計画」に基づき、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”」を将来像に掲げ、豊かな自然と文化に生まれ、地域の絆を大切にしまちづくりを進めてきました。

しかしこの間、本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、急速な人口減少と少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、物価高騰等社会全体の大きな課題も増え続けています。さらには、DX の進展や社会のあり方、人々の価値観・ライフスタイル等についても様々な変化が見られています。

このような状況を踏まえながら、こどもから高齢者まで誰もが幸せに暮らし、住民が主体となった笑顔あふれるまちづくりを進めていくための将来像として、『和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～』を基本理念とした、第 6 次太子町総合計画を策定しました。

今後、総合計画を推進し、持続可能なまちづくりをめざすためには、公民連携やさらなる広域連携等あらゆる選択肢も視野に入れ、基礎自治機能の充実・強化に取り組んでいく必要があります。様々な課題に的確に対応するとともに、さらなる行政サービスの充実を図りながら、先人達が築いて来られたこの素晴らしい郷土太子町をより良いかたちで次世代に引き継ぐことができるように、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、住民アンケート調査や住民ワークショップ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました方々と熱心にご議論いただきました総合計画審議会委員の皆さま、町議会議員の皆さまに心からお礼申し上げます。



令和 8 年 3 月

太子町長 **田中 祐二**



Chapter

01

基本構想

総合計画について



第6次
太子町総合計画

1 計画策定の背景と目的

本町では、平成 28(2016)年 3月に「第5次太子町総合計画」を策定しました。「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ和のまち“たいし”」をコンセプトにまちづくりを進めてきましたが、当計画が令和 8(2026)年 3月に期間の満了となりました。

我が国の人口は、平成 20(2008)年をピークに減少局面に入っており、世界に先立って超高齢社会を迎えています。また、平成 23(2011)年の東日本大震災の発生以降、平成 28(2016)年の熊本地震、令和 6(2024)年の能登半島地震等大規模地震が続き、防災の重要性が再認識されるようになってきました。さらに、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展、脱炭素化・循環型社会の実現に向けた機運の高まり、働き方改革、ダイバーシティ(多様性)等、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルも大きく変化しつつあります。

本町においても、全国と同様、人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。また、令和 5(2023)年 12月に、本町の地域の移動を支えてきた金剛バスが廃止され、地域の公共交通が再編されるなど、本町においても様々な変化があります。

このような状況を踏まえながら、こどもから高齢者まで誰もが幸せに暮らし笑顔溢れるまちを築き、次の世代へと引き継いでいくためには、住民、事業者、行政が一体となって、様々な課題に対して適切に対応していくことが重要です。そこで、住民等との協働のもと、本町のめざすべき将来像を示し、それを実現するための道筋を明らかにするため、中長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、第6次総合計画を策定しました。

2 計画の役割

総合計画は、太子町がめざす将来の姿を明らかにし、実現するための方向を示すために定めるもので、全ての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるものです。

役割 1 本町の今後のまちづくりに対する基本的な考え方を示し、行政と住民が協働でまちづくりを進めるための共通目標とする

役割 2 まちづくりを進めるための必要な政策や施策を体系的に示し、計画的に推進するための基本的な指針とする

役割 3 国や府、周辺自治体等に対して、本町のまちづくりの基本的方向を示し、計画実現に向けて広域的な施策や事業に反映させていく

3 計画の構成

総合計画は、大きく「基本構想」、「基本計画」の2段階で構成します。また、「基本計画」の下に「実施計画」を設けます。

また、今回の総合計画では、「太子町デジタル田園都市構想総合戦略」の内容も取り込み、一体的に策定しています。

基本構想

本町を取り巻く社会・経済状況等の変化を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本町の将来像としてまちづくりのビジョンと方向性(基本理念、基本目標、人口の将来展望、まち空間の考え方等)を定めます。

基本計画

基本構想に掲げる基本理念や基本目標等の実現に向け、本町が取り組むべき施策等の方向性を分野別に達成すべき目標とあわせて定めます。

実施計画

基本計画に掲げる施策等を実現するため個別の具体的な取り組み(事務事業)を実施計画として定めます。
実施計画は、毎年度ローリング方式で更新して、予算編成の指針とします。

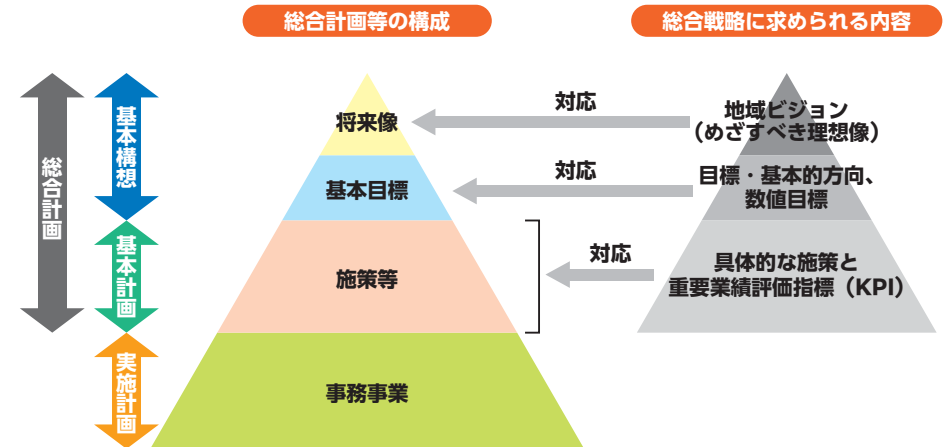


図 1-1 総合計画の構成、総合戦略との関係

4 目標年次

中長期的なまちづくりを見据えるとともに、変化する社会・経済状況等への対応を踏まえ、計画期間を以下のように設定します。

基本構想

中長期的な視点でまちの将来像を示し、継続的な取り組みの方針を示すものであることから、計画期間を10年間(令和8(2026)年度～令和17(2035)年度)とします。

基本計画

具体的な施策等やその方向性を示すものであり、前期、後期の各5年間を計画期間とします。

前期が終了すれば施策等の進捗状況等を評価し、後期基本計画の策定に反映します。

前期：5年間(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)

後期：5年間(令和13(2031)年度～令和17(2035)年度)

実施計画

施策等に基づく事務事業やその方向性を示すものであり、3年間を計画期間とします。

毎年、PDCAによる評価を行い(ローリング)、次期の事務事業に反映します。

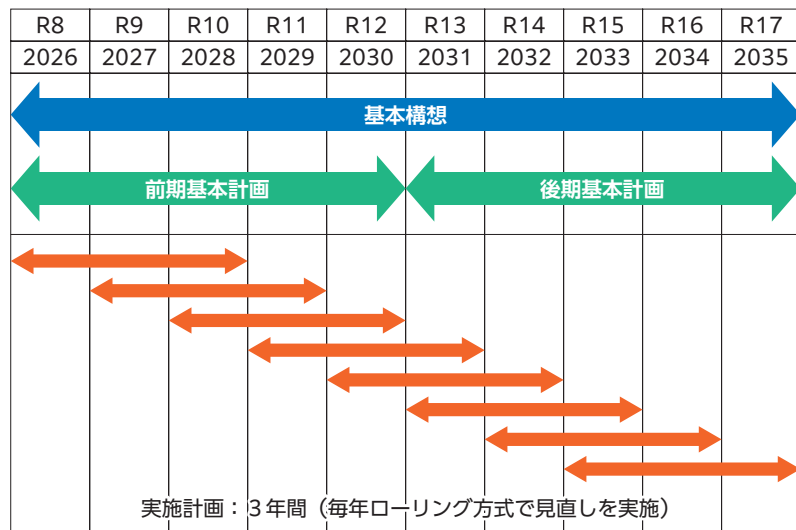


図 1-2 計画の期間



Chapter

02

基本構想

太子町の概況と課題



第6次
太子町総合計画

1 概況

1 地域概況

1 | 位置

太子町は大阪府の東南部に位置し、北を羽曳野市、西を富田林市、南を河南町に接し、東は金剛生駒紀泉国定公園を境に奈良県と接し、町の総面積は 14.17km²、町域の約 40%を山林、30%を田畑、10%を市街地、20%をその他(雑種地、河川等)が占める緑豊かな自然環境に恵まれた町です。

町中央部より西に向かって緩やかな傾斜となっており、居住地域は町中央部から西部にかけてコンパクトに収まっており、概ね市街化区域と一致しています。

町内の主要道路は、東西方向に南阪奈道路、国道 166 号及び府道美原太子線が通っており、大阪市中心部から本町まで約 20km の距離にあります。

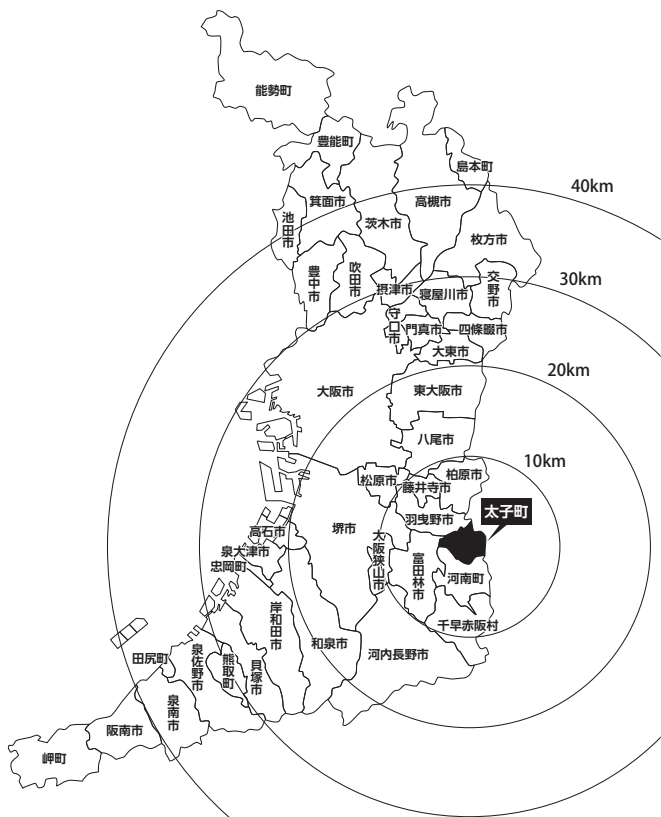


図 2-1 位置図

2 | 地勢

太子町は、北東部から南東部にかけて、二上山及び葛城・金剛の名峰に囲まれ、中央部より西に向かって、緩傾斜をなしています。

町内を流れる河川については、二上山及び葛城・金剛山系を源として、北部では飛鳥川、南部では太井川と梅川があり、石川に合流し、大和川に注いでいます。

3 | まちの成り立ち

① 町の歴史

太子町は、大阪府内でも古くから栄えた地域です。この地域には二上山の火山岩・サヌカイト(かね石)が広く分布しており、二上山のサヌカイトで作られた石器が近畿一円の遺跡で発掘されており、本町が当時の近畿地方の人々の生活を支える重要な拠点であったことを示しています。

飛鳥時代には、政権を担当した蘇我氏の本拠地となり、蘇我氏の庇護の下に大陸から渡来した人々が多く移り住みました。

古代では、難波からみて奈良の飛鳥を「遠つ飛鳥」と呼んだのに対し、太子町一帯は「近つ飛鳥」と呼ばれ、都のあった飛鳥と難波津を結び我が国最古の官道である「竹内街道」も町域を横断して開通し、遣隋使・小野妹子や大陸からの使者が往来するシルクロードの東端の地として繁栄しました。

また、推古天皇や聖徳太子らの陵墓を中心に豪族の墳墓が多く残っており、磯長谷古墳群は「王陵の谷」と呼ばれています。

竹内街道はその後、現在の堺市と二上山の竹内峠を越えて奈良県葛城市を結び、堺と奈良をつなぐ経済の道として栄えました。

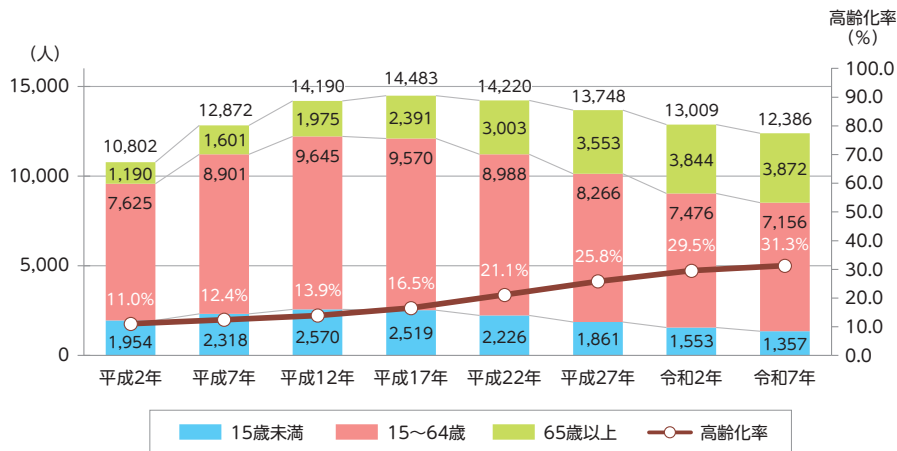
② 町の沿革

明治 21(1886)年 4月の町村制発布に伴い、同 22(1887)年 4月に春日村、太子村、葉室村を併せて磯長村となり、山田村と畑村を併せて山田村となりました。そして、昭和 31(1956)年 9月に磯長村、山田村が合併して太子町が発足しました。

2 人口

1 人口の推移

本町の年齢階層別の人口構成をみると、令和7（2025）年の高齢化率（65歳以上人口の比率）は31.3%となっており、人口のピークであった平成17（2005）年と比べると高齢化率は16.5%から14.8ポイント上昇し、高齢者数は1,481人の増加となっており、急速に高齢化が進んでいます。また、15歳未満の若年層も平成17（2005）年から減少しており、本町でも少子高齢化の傾向が顕著になってきています。



注) 平成2年～令和2年：総数は年齢不詳の人口を含むため、年齢階層別人口の合計と合わない場合がある。
令和7年：推計人口を総数とし、それに住民基本台帳上の年齢（5歳階級）ごとの構成比を乗じて算出するため、年齢階層別人口の合計と総数が一致しない。

図 2-2 年齢階層別人口の推移

出典：平成2（1990）年～令和2（2020）年 国勢調査、
令和7（2025）年 大阪府推計人口（令和7（2025）年3月1日現在）

2 自然増減、社会増減

本町の人口動態の変化をみると、平成2（1990）年度～平成17（2005）年度は社会増を示していましたが、平成18（2006）年度以降は、平成22（2010）年度や令和4（2022）年度を除き、減少に転じています。自然増減についても平成18（2006）年度以降は、減少傾向となっています。

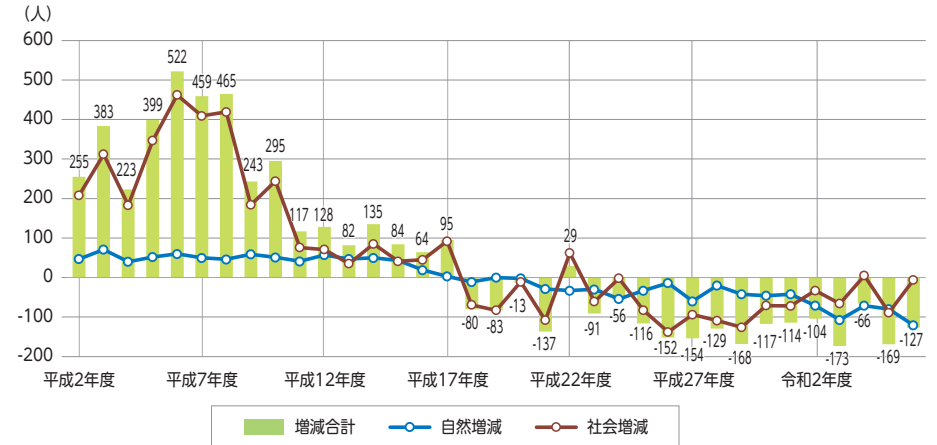
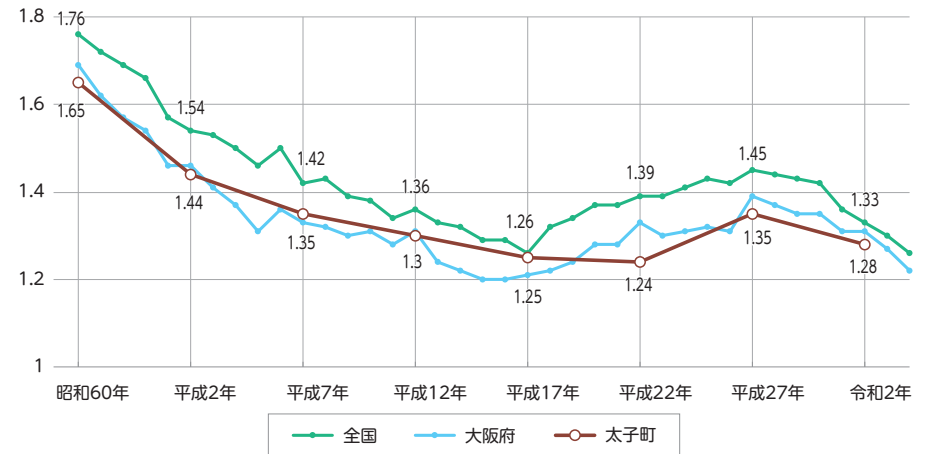


図 2-3 自然増減、社会増減の推移

出典：住民基本台帳

人口減少の要因の一つに、死亡数が出生数を上回ったことがあげられます。

令和2（2020）年の本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むこどもの数）は、平成27（2015）年と比べ、全国、大阪府と同様に減少傾向にありますが、その差はやや縮まっています。



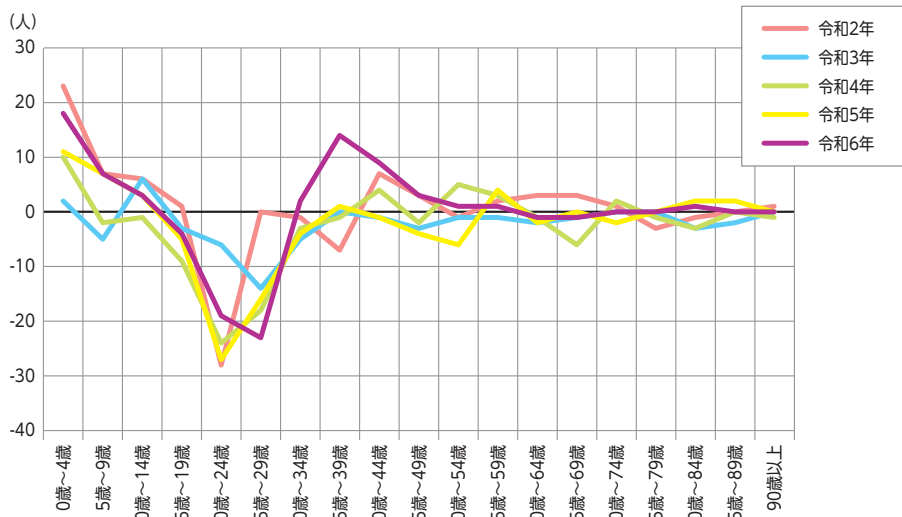
注) 太子町の合計特殊出生率については、5年間の平均値としての値のため、各期間の中間年で値を表示しています。

図 2-4 合計特殊出生率の推移

出典：人口動態調査、人口動態保健所・市区町村別統計

人口減少のもう一つの要因は、転出者が転入者を上回ったことがあげられます。性別・年齢階層別人口移動状況をみると、特に20歳前後の転出が顕著です。

【男性】



【女性】

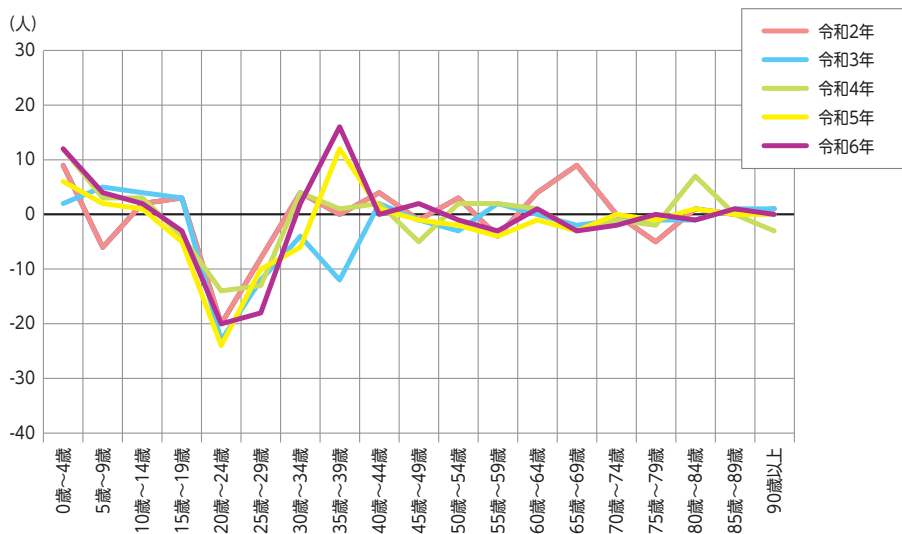


図 2-5 年齢階層別転入超過数

出典：住民基本台帳人口移動報告年報

3 | 地区別人口の状況

地区別の人口をみると、平成 22(2010)年以降、年によって増減あるものの、聖和台以外は概ね減少傾向にあり、令和 7(2025)年の地区別の人口をみると、春日 4,401 人、山田 3,695 人、太子 2,178 人、聖和台 1,901 人、葉室 310 人、畑 149 人となっています。

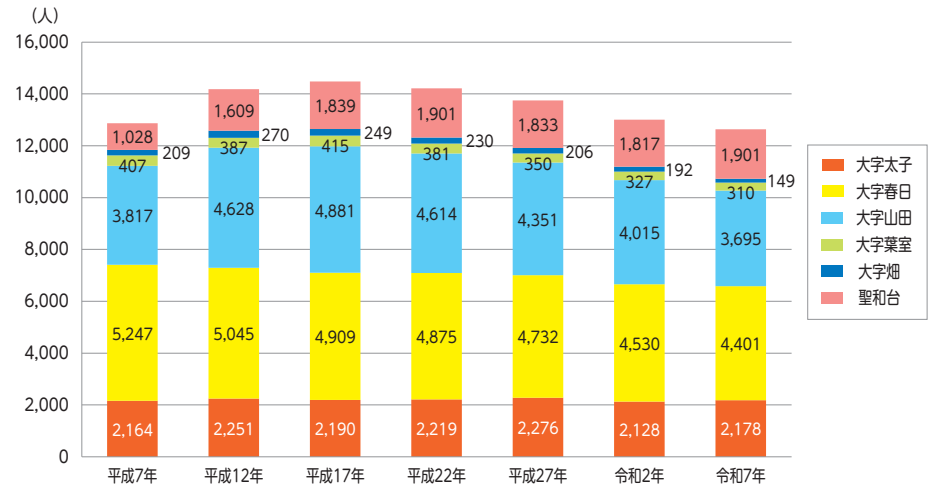


図 2-6 地区別人口の推移

出典：平成 7 年～令和 2 年 国勢調査、令和 7 年 住民基本台帳（令和 7 年 3 月末現在）

令和 2(2020)年から令和 7(2025)年間の地区別の人口増加率と高齢者増加率をみると、聖和台や太子は人口や高齢者数とも増加し、春日、葉室、山田は人口が減少し高齢者数は横ばい、畑は人口が大きく減少し高齢者は増加している状況となっています。

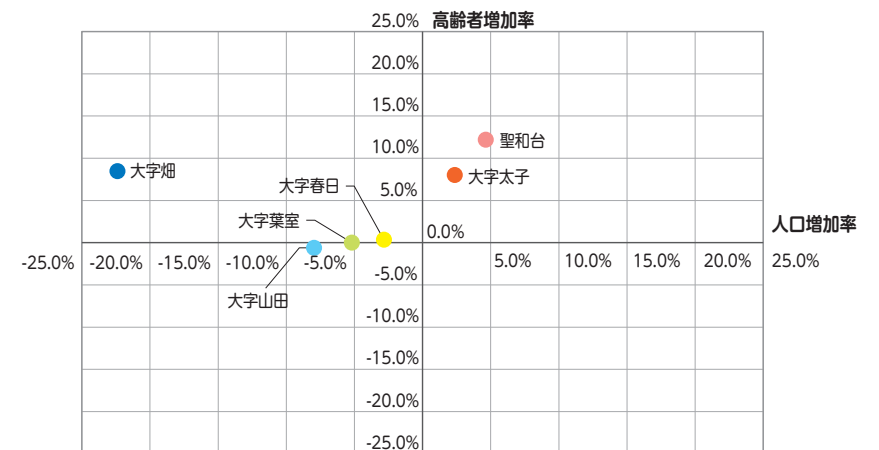


図 2-7 地区別の人口増加率と高齢者増加率（令和 2(2020)年→令和 7(2025)年）

出典：令和 2 年 国勢調査、令和 7 年 住民基本台帳（令和 7 年 3 月末現在）

4 | 平均寿命・健康寿命

令和4(2022)年度の本町民の平均寿命は、女性が89.2歳、男性が82.2歳となっており、いずれも全国、大阪府よりも高い年齢となっています。

健康寿命も、女性が85.0歳、男性が80.7歳となっており、いずれも全国、大阪府よりも高い年齢となっています。

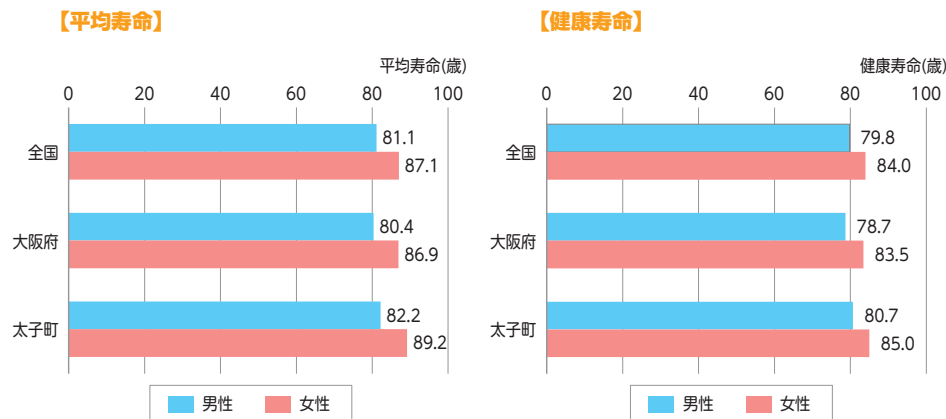


図 2-8 平均寿命及び健康寿命の比較 (令和4年度)

出典：町資料

3 | 産業

1 | 就業構成

本町に常住している人の就業者数は、平成17(2005)年の6,489人がピークとなり、その後減少傾向となっています。令和2(2020)年では、就業者数の66.9%が第3次産業と大半を占めています。一方、第1次産業は減少傾向にあり、令和2(2020)年では196人と全体の3.3%となっています。

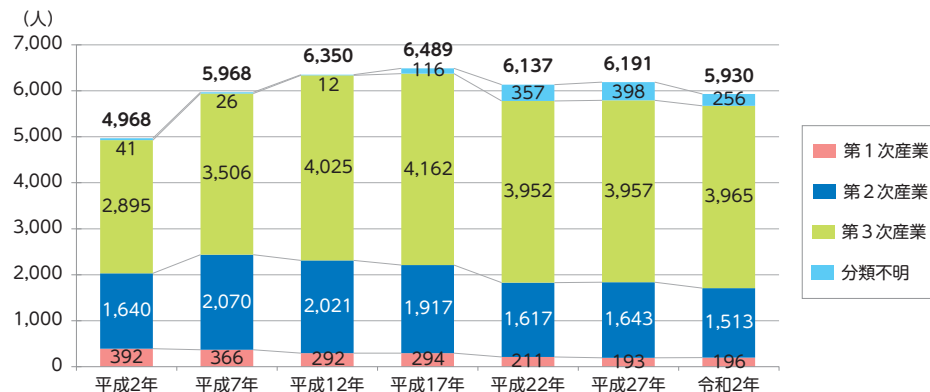


図 2-9 産業分類別就業者数(常住地)の推移

出典：国勢調査

また、産業別(詳細)就業者数と特化係数(ある地域内の産業シェアが全国と比べてどれくらい高いかを表す指標)をみると、全国と比較して男性では公務、複合サービス事業等、女性では製造業、教育・学習支援業、医療・福祉等に就業している人の割合が多い傾向にあります。

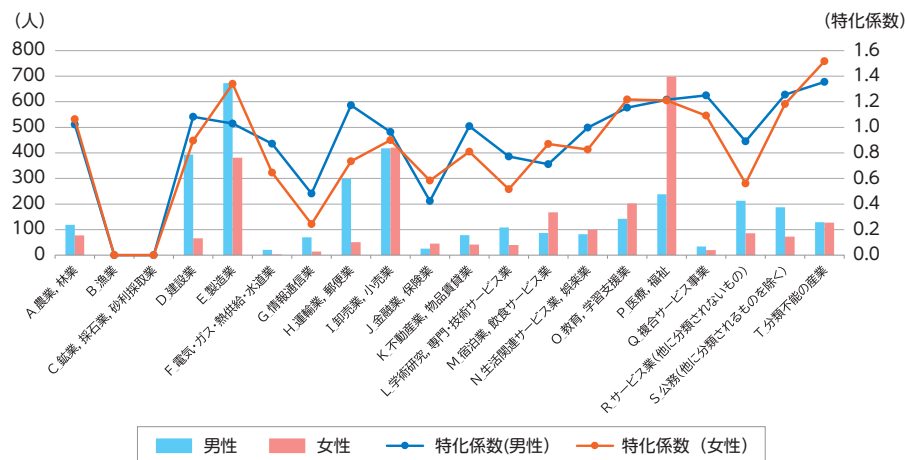


図 2-10 産業別(詳細)就業者数と特化係数(常住地 令和2(2020)年)

出典：令和2年(2020)国勢調査

2 | 農業

本町は、大阪府の農業で重要な位置を占めており、大都市近郊の特性を生かした「ブドウ」、「ミカン」といった果樹園芸作物が主となっています。

令和2(2020)年農林業センサスによれば、本町の1経営体当たりの農業産出額については6.2百万円で、大阪府平均の3.7百万円の1.7倍となっています。また、「ブドウ」と「ミカン」を中心とした果樹園芸作物の生産が重要な位置を占めており、経営耕地面積の内訳では、樹園地の割合が57.1%で大阪府平均の11.2%を大きく上回っています。

しかしながら、近年では耕地面積、農家数とも減少が顕著となっており、令和2(2020)年の経営耕地面積は82ha、農家数は232戸となっています。

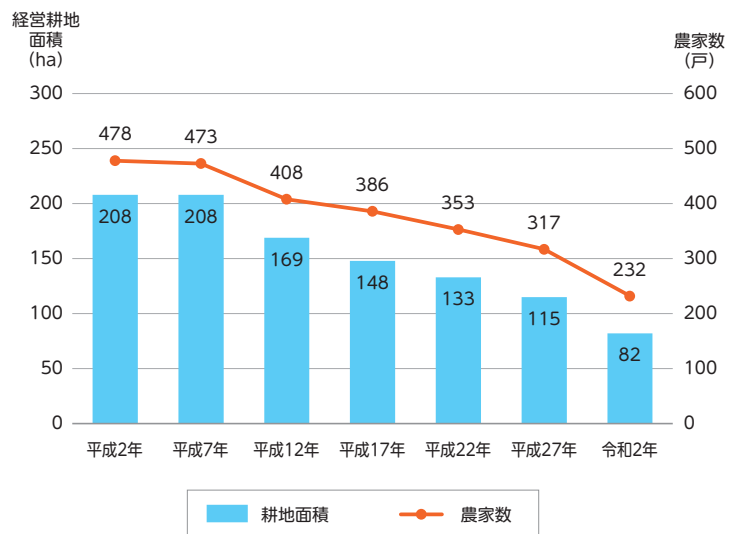


図 2-11 経営耕地面積、農家数の推移

出典：農林業センサス

3 | 工業

本町の製造品出荷額は、近年では平成26(2014)年以降は漸減傾向で推移しています。令和3(2021)年は112億円となっています。

従業者数は、平成30(2018)年以降は減少傾向にあり、令和3(2021)年は295人となっています。

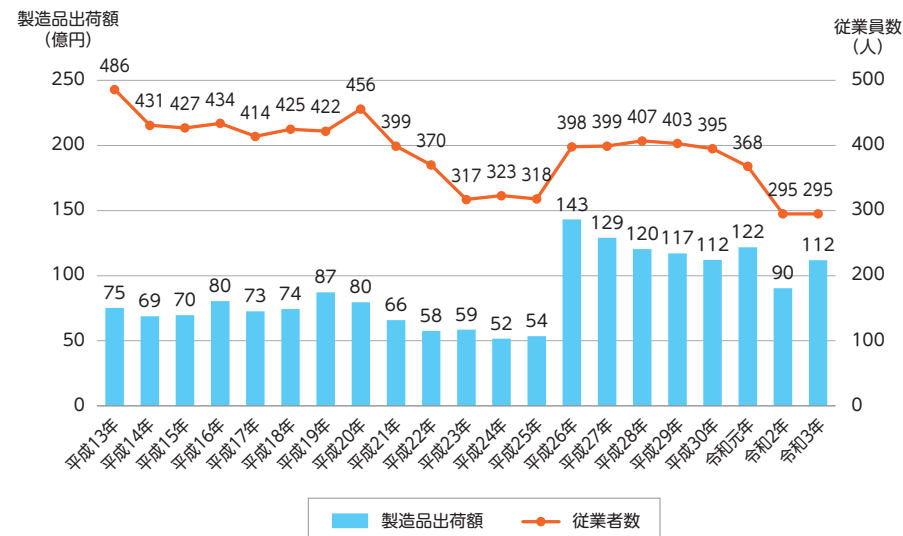


図 2-12 製造品出荷額、従業者数の推移

出典：工業統計調査、経済センサス

4 | 商業

本町の卸・小売業の年間商品販売額についてみると、平成 28(2016)年にそれまで減少傾向であった状況から増加に転じています。また、平成 30(2018)年に町内に大型商業施設が開業したことから、令和 3(2021)年の年間商品販売額は 8,998 百万円に達し、従業者数も 576 人と増加しています。

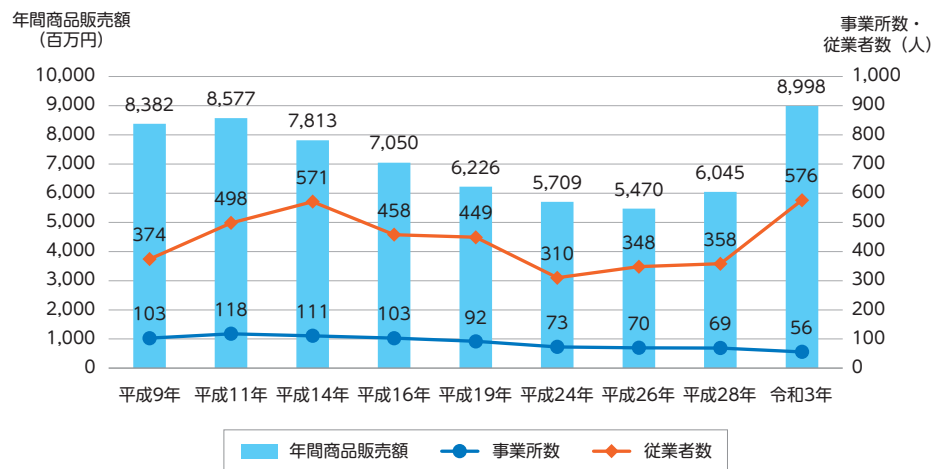


図 2-13 年間商品販売額、事業所数、従業者数の推移

出典：商業統計調査、経済センサス

5 | 地域経済循環構造

地域経済は、「生産・販売」(地域の企業が所得を稼ぐ金額)、「分配」(地域住民が所得を受け取る金額)、「支出」(地域の住民や企業が所得を使う金額)の3つの要素で構成されています。地域経済の最終的な目標は、「住民の所得」(分配)の向上であり、そのためにも「地域の稼ぐ力」と「所得の循環」で構築される地域経済循環構造を強くすることが重要となります。

本町の地域経済循環構造をみると、本町の「分配」は、「生産・販売」に比べて大きいですが、これは住民が町外で働くことによりもたらされているところが大きいです。一方、本町の「支出」は、住民が日常の買い物を町外で行うなどの他地域での消費が大きくなっており、町内に所得が落ちていません。本来であれば、生産・販売→分配→支出→生産・販売への還流で、所得が地域内でバランスよく循環していることが好ましいですが、本町はそうなってはいません。

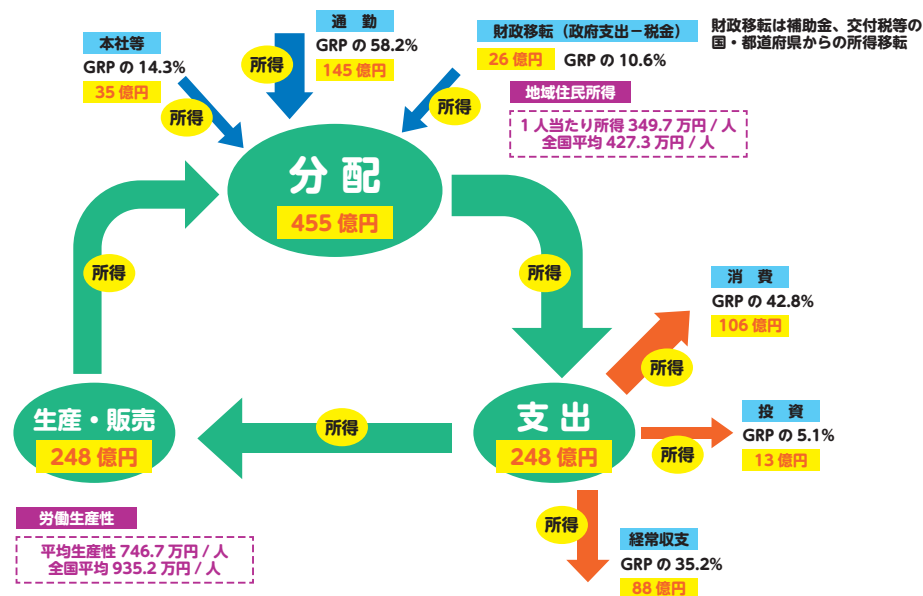


図 2-14 地域経済循環分析結果

出典：「地域経済循環分析自動作成ツール」(2020年試行版 環境省、株式会社価値総合研究所)より作成

<用語>

- ※生産・販売：地域の企業が所得を稼ぐ金額
- ※分配：地域住民が所得を受け取る金額
- ※支出：地域の住民や企業が所得を使う金額
- ※労働生産性：企業の生産活動により生み出された価値を、従業員一人当たりで割ったもの
- ※GRP：企業の生産活動により生み出された価値（付加価値額）
- ※経常収支：地域間でモノ・サービスの取引を行った際の収入と支出の関係

4 土地利用

1 | 都市計画

① 区域区分

本町の都市計画では、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、都市の発展動向を勘案しながら都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。町域全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域が 238ha、市街化調整区域が 1,179ha となっています。

表 2-1 都市計画区域及び区域区分

(単位 : ha)

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
1,417	238	1,179

(平成 16 年 3 月 30 日大阪府告示第 687 号)

出典 : 太子町統計書

② 用途地域

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等を規制することにより、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められます。

本都市計画区域においては、低層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第一種低層住居専用地域が、中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第一種中高層住居専用地域が、住居の環境を保護する地域で大規模な店舗・事務所の立地を制限する地域として第一種住居地域が、住民のための店舗・事務所等の利便を増進する地域として近隣商業地域が、それぞれ指定されています。

表 2-2 用途地域一覧

用途地域	面積 (ha)
第一種低層住居専用地域	51
第一種中高層住居専用地域	16
第二種中高層住居専用地域	-
第一種住居地域	166
第二種住居地域	-
近隣商業地域	5
準工業地域	-
合計	238

(平成 16 年 12 月 28 日大阪府告示第 2419 号)

出典 : 太子町統計書

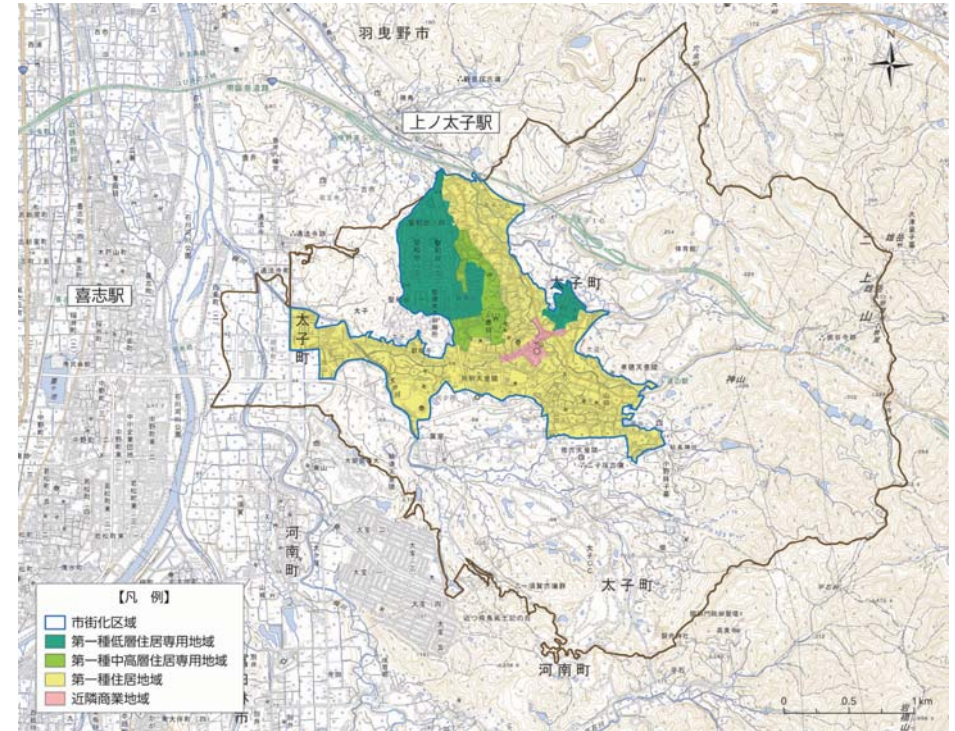


図 2-15 市街化区域、用途地域

出典 : 町資料
背景地図 : 地理院地図

2 | 土地利用

土地利用現況調査(令和2(2020)年度)によると、農地が412.5ha(29.1%)、山林が522.2ha(36.9%)で、あわせて全体の約7割を占めています。また、宅地は201.3ha(14.2%)であり、その他が279.9ha(19.8%)となっています。

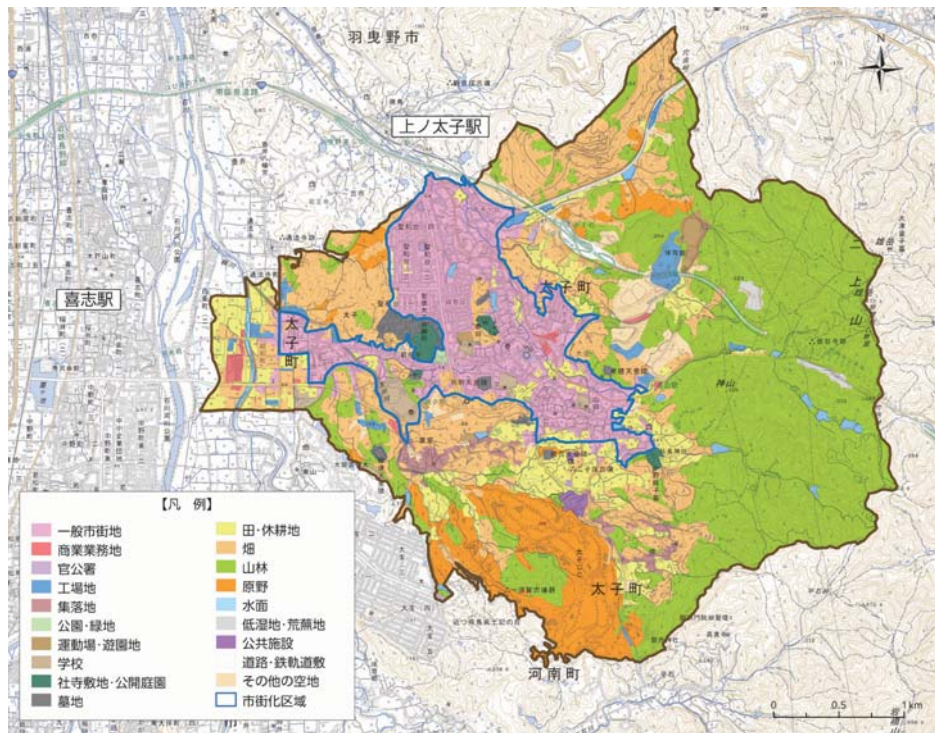


図 2-16 土地利用現況図 (令和2(2020)年)

出典：土地利用現況調査
背景地図：地理院地図

5 | 都市施設とその利用

1 | 道路

広域幹線道路である南阪奈道路により広域的なネットワークを形成しており、国道166号と府道美原太子線、町道六枚橋太子線、府道富田林太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、府道香芝太子線の主要な幹線道路等が市街地の骨格を形成しています。また太子中央線は、町域の南北をつなぐ重要な役割を担っています。

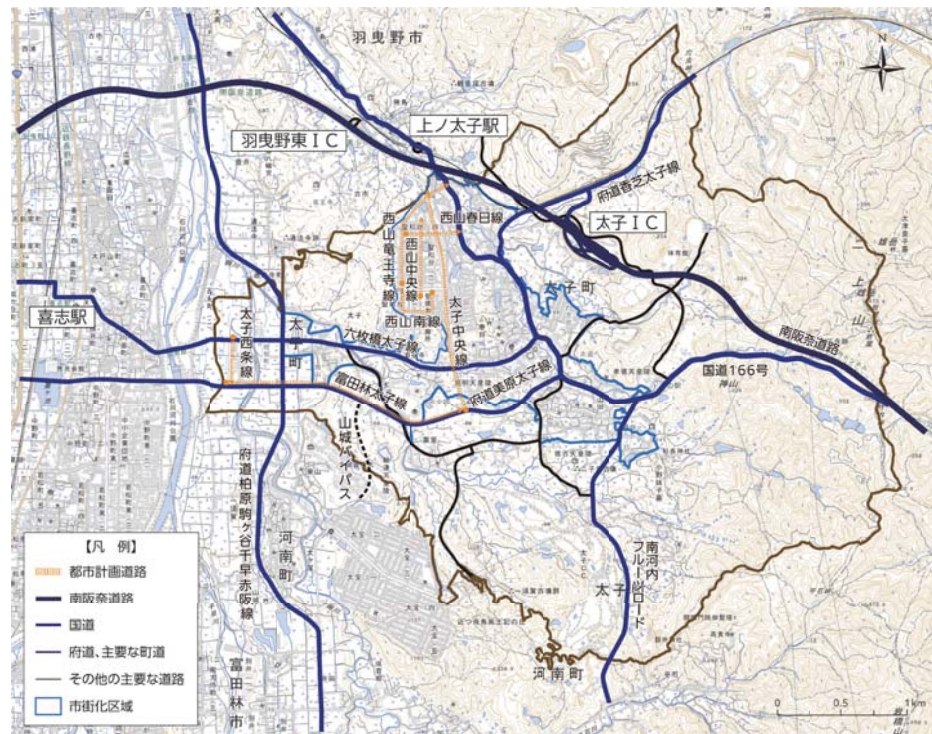


図 2-17 道路網図

出典：町資料
背景地図：地理院地図

2 | 主要施設

役場や保健センター、生涯学習センター等の公共施設の中でも主要なものは町の中心部に位置していますが、スーパーやコンビニエンスストア、学校、診療所等の施設は町全域に分散立地しています。また、大型商業施設は中心部から離れた町の西部に位置しています。

最寄駅としては、上ノ太子駅、喜志駅があげられますが、町内には鉄道駅はありません。

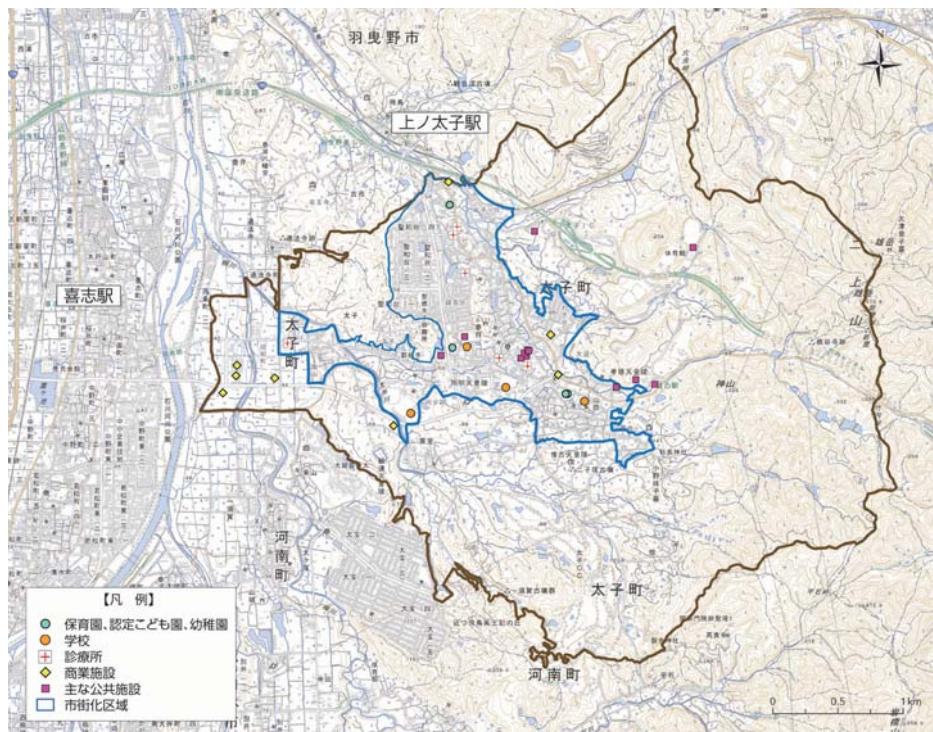
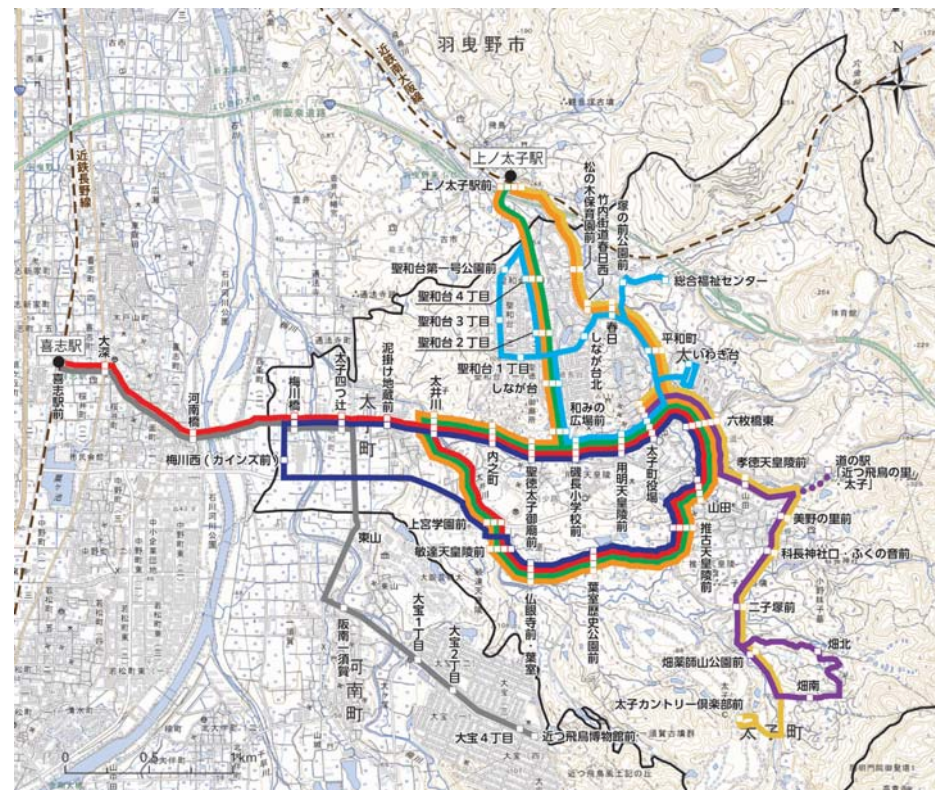


図 2-18 主要施設位置図

出典：太子町 HP、大阪府医療情報ネット、iタウンページ等
背景地図：地理院地図

3 | 公共交通

本町では、近鉄バス(金剛ふるさとバス)、太子町コミュニティバス(たいしのってこバス)が、喜志駅、上ノ太子駅を起点として、住宅地を中心に周回しています。近鉄バス(金剛ふるさとバス)では2路線、太子町コミュニティバス(たいしのってこバス)では6路線が運行しています。



近鉄バス(金剛ふるさとバス)

— 喜志循環線 — 阪南線

太子町コミュニティバス(たいしのってこバス)

— 春日・畑線 — 太子中央循環線
 — 総合福祉センター役場線 — 上ノ太子駅町内周回線
 — 畑・山田役場線
 — 太子・役場線

図 2-19 バス路線図

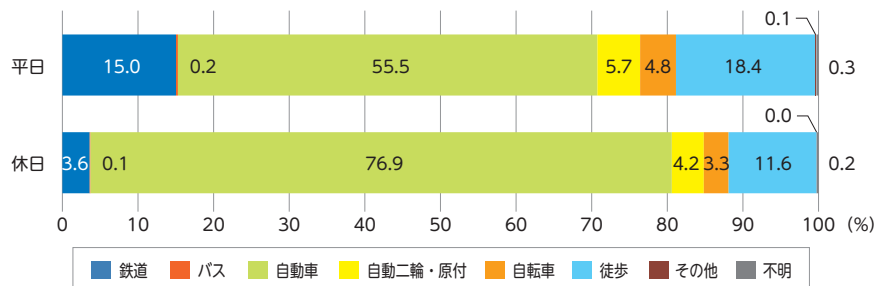
出典：「太子町地域公共交通計画(改訂第1版)」(令和7(2025)年6月)
背景地図：地理院地図

4 | 人の動き

① 交通手段別分担率

令和3(2021)年の第6回近畿圏パーソントリップ調査によれば、本町の代表交通手段別分担率は、平日では自動車が55.5%、徒歩が18.4%、鉄道が15.0%、自動二輪・原付が5.7%、自転車が4.8%となっています。

休日では、自動車が76.9%、徒歩が11.6%、自動二輪・原付が4.2%、鉄道が3.6%、自転車が3.3%となり、平日に比べ自動車の割合が増え、鉄道の割合が減少しています。



注) 端数処理の関係から合計が100%にならない場合がある。

図 2-20 代表交通手段別分担率 (令和3(2021)年)

出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査

② 買い物利用

本町の食品・日用品の買い物の行先は、平日は太子町34.6%、次いで羽曳野市22.1%と多くなっています。一方、食品・日用品以外の買い物の行先は、休日は富田林市54.5%、和泉市19.5%と町外への流出が顕著となっています。

本町の住民は、食品・日用品の買い物は町内で行いますが、それ以外の買い物は、周辺市町村へ出かける傾向にあることがわかります。

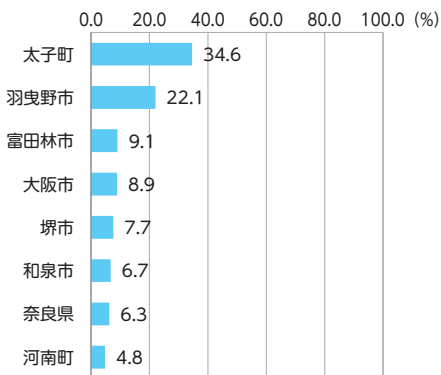


図 2-21 食品・日用品の買い物の行先 (平日)

出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査

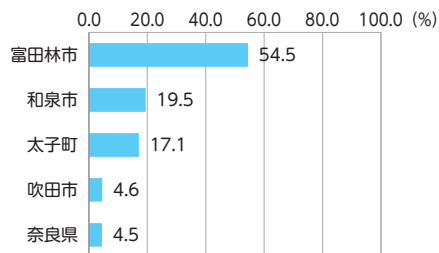


図 2-22 食品・日用品以外の買い物の行先 (休日)

出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査

6 | 自然、文化

1 | 植生

本町の東側の山地部は、アベマキ・コナラ群集等の二次林やアカマツ等の植林地、市街地に近い丘陵部は外来種植林・農耕地(樹園地)となっています。また、市街地の周辺部は、外来種植林・農耕地(水田・畑)となっています。

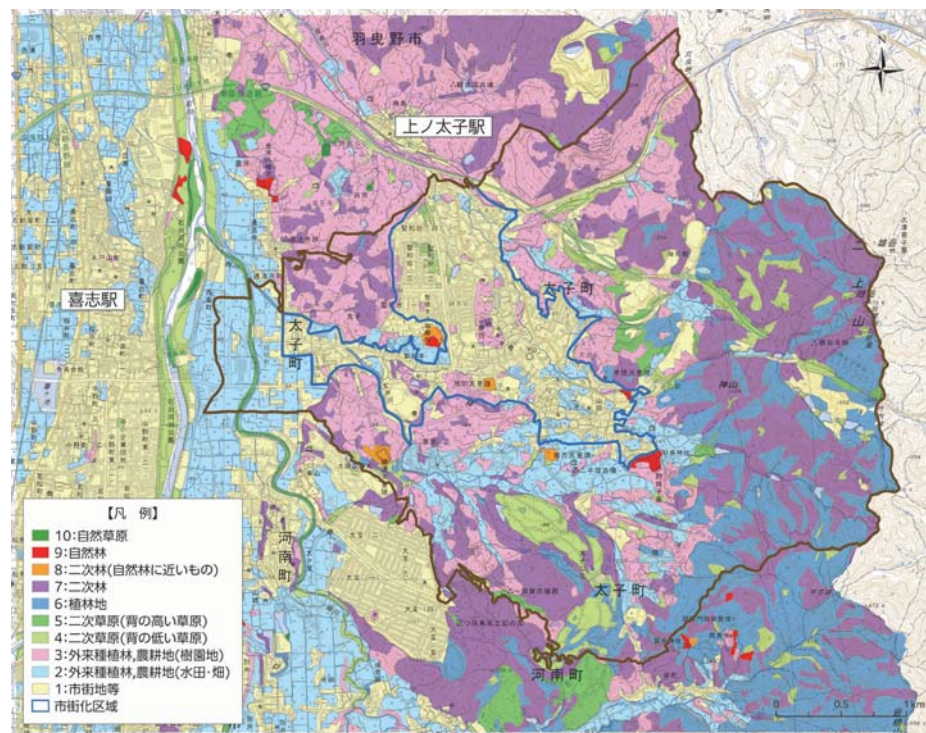


図 2-23 植生自然度図

出典：第6回、第7回自然環境保全基礎調査(植生調査)
背景地図：地理院地図

表 2-4 植生自然度と植生

植生自然度	区分内容	植生
10	自然草原	・ヨシクラス ・ツルヨシ群集
9	自然林	・アラカシ群落 ・カナメモチーコジイ群集 ・イロハモミジーケヤキ群集 ・ケヤキムクノキ群集
8	二次林(自然林に近いもの)	・シイ・カシ二次林
7	二次林	・アベマキーコナラ群集 ・モチツツジーアカマツ群集
6	植林地	・スギ・ヒノキ・サワラ植林 ・アカマツ植林 ・その他植林
5	二次草原(背の高い草原)	・メダケ群落 ・クズ群落 ・ススキ群団(VII) ・河辺一年生草本群落(タウコギクラス)
4	二次草原(背の低い草原)	・伐採跡地群落(VII) ・ゴルフ場・芝地 ・路傍・空地雑草群落 ・放棄水田雑草群落
3	外来種植林、 農耕地(樹園地)	・外国産樹種植林 ・竹林 ・果樹園 ・残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種植林、 農耕地(水田・畑)	・畑雑草群落 ・水田雑草群落 ・緑の多い住宅地
1	市街地等	・市街地 ・工場地帯 ・造成地

出典：第 6 回、第 7 回自然環境保全基礎調査(植生調査)

2 | 文化財

本町には、叡福寺、二子塚古墳等の国指定文化財が 5 つ、叡福寺石造五輪塔、御嶺山古墳等の府指定文化財が 8 つ、国登録文化財が 8 つ、合計 21 の指定・登録文化財(動産を除く)があります。

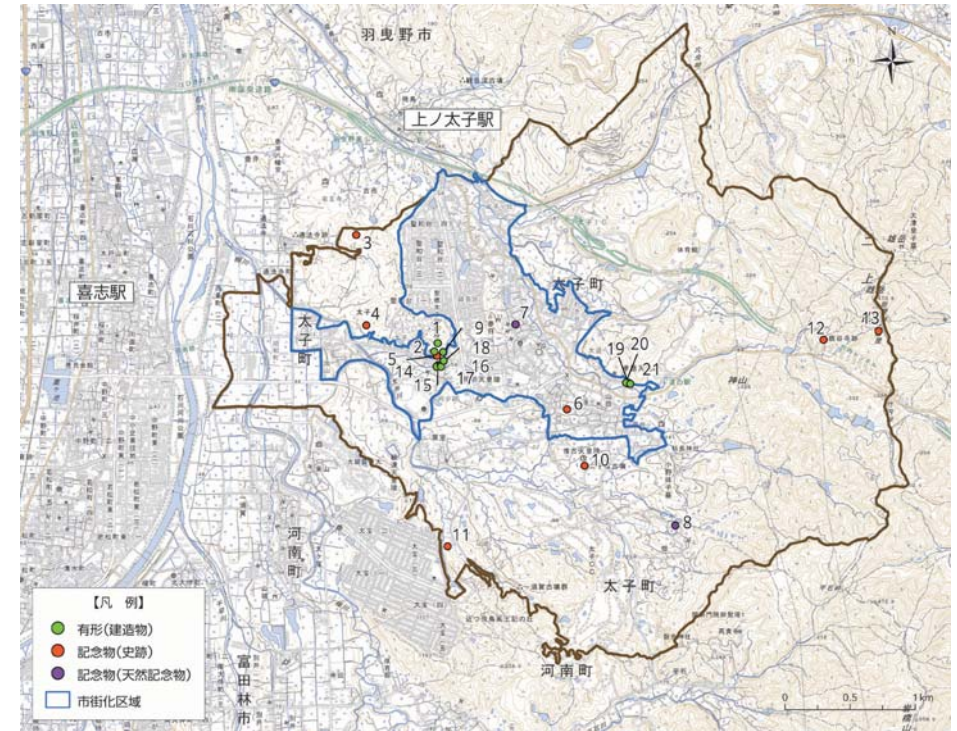


図 2-24 指定・登録文化財位置図(動産を除く)

出典：町資料
背景地図：地理院地図

表 2-4 指定・登録文化財一覧（動産を除く）

指定者	分類	番号	名称
府指定文化財	有形（建造物）	1	叡福寺石造五輪塔
		2	叡福寺金堂附棟札、鐘楼
	記念物（史跡）	3	御嶺山古墳
		4	伽山墳墓
		5	叡福寺境内
		6	仏陀寺古墳
	記念物（天然記念物）	7	鎌田邸のくす
		8	太子町榎井邸の椿
国指定文化財	有形（建造物）	9	叡福寺
	記念物（史跡）	10	二子塚古墳
		11	一須賀古墳群
		12	鹿谷寺跡
		13	岩屋
国登録文化財	有形（建造物）	14	山本家住宅西蔵
		15	山本家住宅主屋
		16	山本家住宅東蔵
		17	山本家住宅高塀
		18	三好家住宅主屋一棟
		19	大道旧山本家住宅離れ
		20	大道旧山本家住宅主屋
		21	大道旧山本家住宅蔵

出典：町資料

7 財政

1 | 歳入

本町の普通会計決算における歳入決算額は、新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費が必要となった令和 2(2020)年度以降増加しており、令和 5(2023)年度で 63.70 億円となっています。

歳入の内訳をみると、最も大きいのが地方交付税 19.45 億円、2 番目が町税 13.88 億円、次いで国庫支出金 9.45 億円となっています。また、財政運営の自主性、安定性に影響を与える自主財源は 23.59 億円で、自主財源比率は 37.0%となっています。

本町の自主財源比率を全国市町村平均と比較すると、平成 26(2014)年度以降は年度により変動はありますが、本町は全国市町村平均よりも低い状況で推移しています。

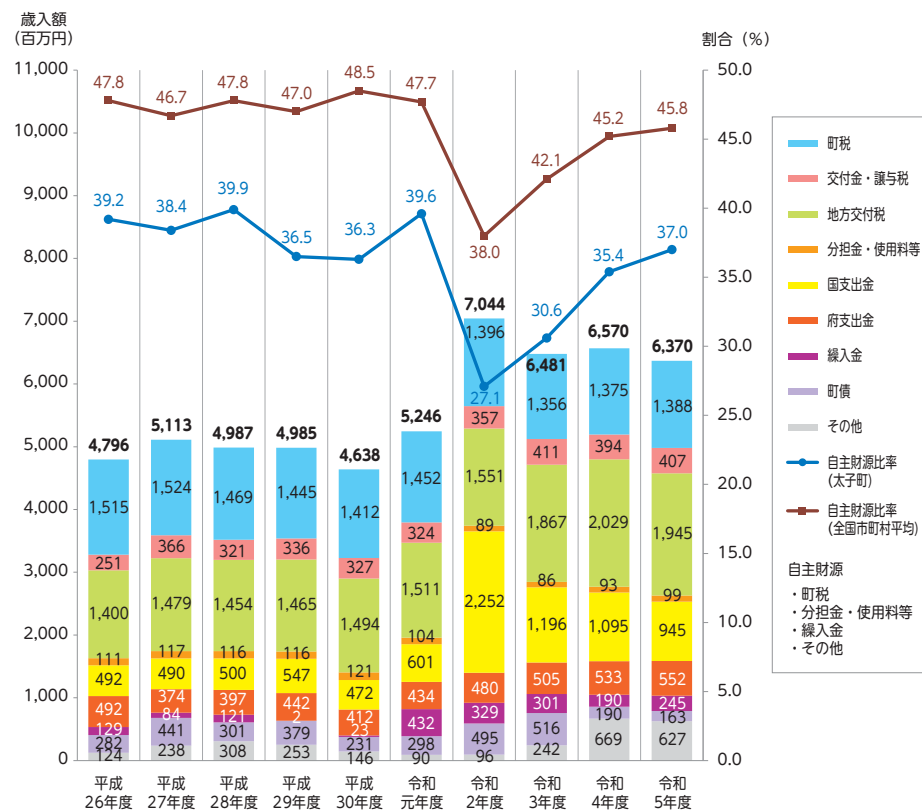


図 2-25 歳入額の推移

出典：市町村決算カード（総務省）、市町村別決算状況調（総務省）

2 | 歳出

本町の普通会計決算における歳出決算額は、新型コロナウイルス感染症対策に要する臨時的な経費が必要となった令和2(2020)年度以降増加しており、令和5(2023)年度で61.67億円となっています。

歳出決算額の内訳をみると、最も大きいのが扶助費13.01億円、2番目が人件費12.04億円、次いで物件費10.42億円となっています。また、一般財源が経常的な経費にどの程度使われているかを示す経常収支比率は令和5(2023)年度は93.4%となっています。

本町の経常収支比率を全国市町村平均と比較すると、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までは全国市町村平均よりも高い状況でしたが、令和5(2023)年度は全国市町村平均と同程度となっています。

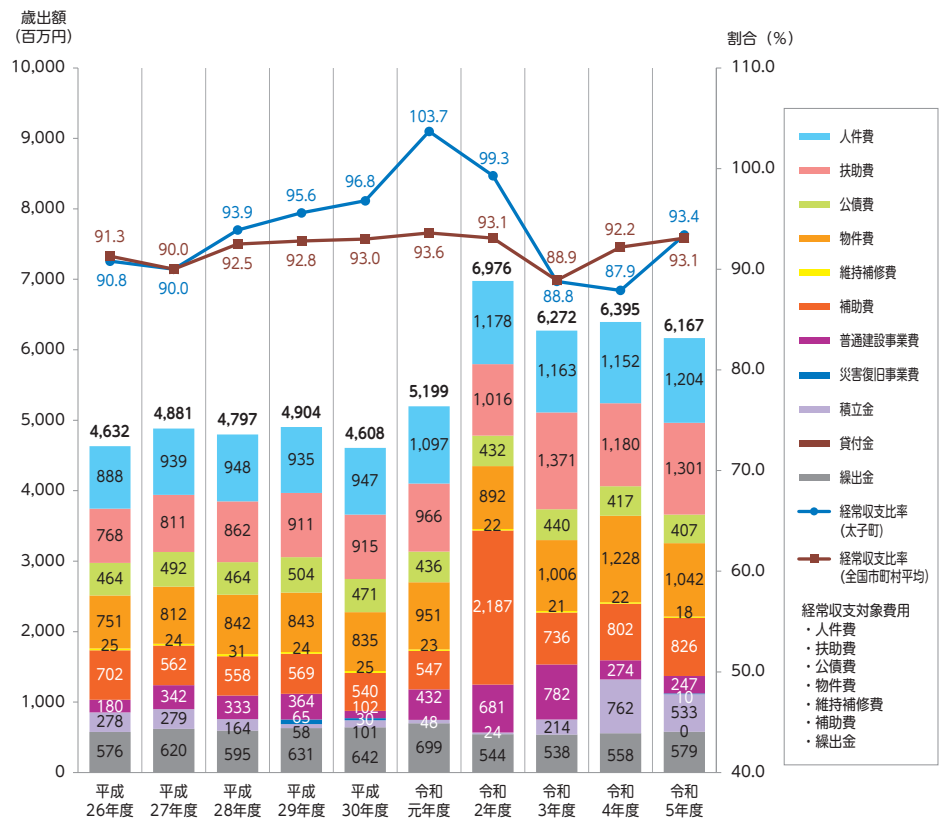


図 2-26 歳出額の推移

出典: 市町村決算カード(総務省)、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

3 | 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

本町の財政力指数は、平成27(2015)年度以降は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は0.45となっています。

全国市町村平均と比較すると、平成30(2018)年度までは全国市町村平均を上回っていましたが、令和3(2021)年度以降は下回る状況となっています。

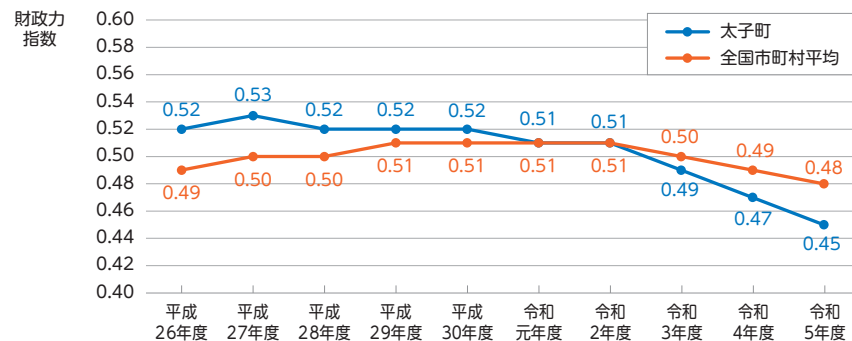


図 2-27 財政力指数の推移

出典: 市町村決算カード(総務省)、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

4 | 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般財源の標準的な規模に占める公債費や公債費に準ずる経費の割合を示す指標で、この比率が高くなると財政の弾力性が低下し、他の投資的経費等を節減する必要が出てきます。本町の実質公債費比率は、近年は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は4.2%となっています。

全国市町村平均と比較すると、令和2(2020)年度までは全国市町村平均を上回っていましたが、令和4(2022)年度以降は全国市町村平均よりも低くなりました。

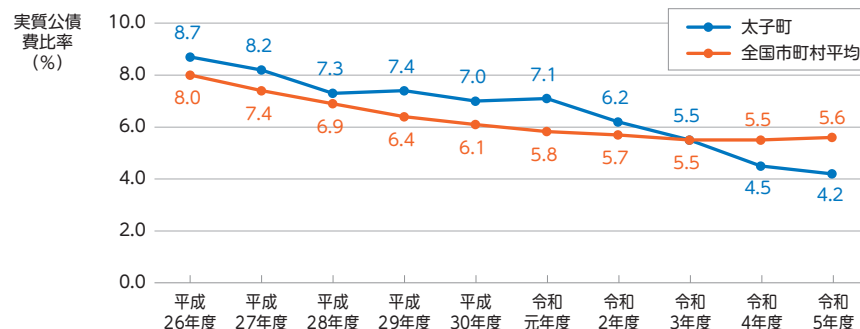


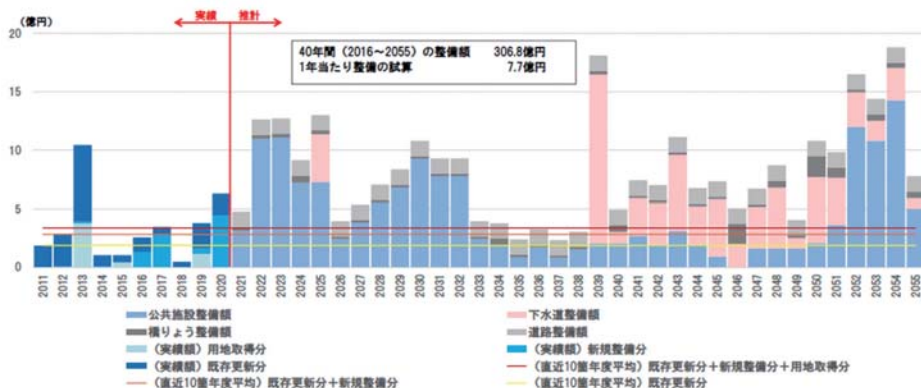
図 2-28 実質公債費比率の推移

出典: 市町村決算カード(総務省)、地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

5 | 公共建築物及びインフラ施設の更新費用

公共建築物とインフラ施設の更新費用は、平成 28(2016)年度から令和 37(2055)年度の 40 年間で 307 億円程度であり、1 年当たり 7.7 億円程度の経費が必要であると推計されています。

平成 23(2011)年度から令和 2(2020)年度までの 10 年間の公共建築物、道路、橋りょう及び下水道にかかる投資的経費(既存更新分及び新規整備分)の平均は 2.8 億円程度であり、平成 28(2016)年度から令和 37(2055)年度で、公共建築物及びインフラ施設を維持する場合には、2.7 倍の経費が必要となります。



※公共施設等更新費用試算ソフトに算入できないため、トンネル施設の更新費用は除く。

図 2-29 公共建築物及びインフラ施設の更新費用の推計

出典：太子町公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017）3 月策定 令和 4 年（2022）3 月一部修正）

2 住民意向

1 住民アンケート調査結果

1 | 調査概要

総合計画を策定するにあたり、本町住民のまちづくりに対する意識を把握し、総合計画の策定作業の基礎資料とすることを目的に、住民アンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

① 調査対象

18 歳以上の太子町在住の住民

② 調査期間

令和 6(2024)年 8 月 23 日(金)～令和 6 年 9 月 11 日(水)

③ 調査方法

調査は以下の二つの方法で実施しました。

- 方法 1：住民基本台帳から 2,000 人を無作為抽出し、アンケート調査票を郵送配布
アンケート調査票は、郵送回収または WEB による回答
- 方法 2：太子町ホームページにアンケート調査票を掲載し、直接、WEB により回答

④ 回収状況

以下の通り、684 件の回答を得ました。

表 2-5 回収状況

分類		回答者数	割合
紙		539	78.8%
WEB	対象者	83	12.1%
	非対象者	17	2.5%
	不明	45	6.6%
	小計	145	21.2%
合計		684	100.0%

※紙：郵送で回答を依頼し、郵送で返信した人
 ※WEB
 ・対象者：郵送で回答を依頼し、WEB で返信した人
 ・非対象者：HP を見て回答した人
 ・不明：HP で対象者、非対象者設定をする前に回答した人

⑤ 調査項目

1. あなたご自身のことについて
2. 現在の太子町について
3. 現在の太子町のまちづくりについて
4. 今後の太子町のまちづくりについて
5. 地域公共交通の再編について
6. 町政への参加について
7. その他(自由回答)

2 | 調査結果概要

調査結果の概要を以下に示します。

① 属性

回答者の半数以上が「60歳以上」でした。

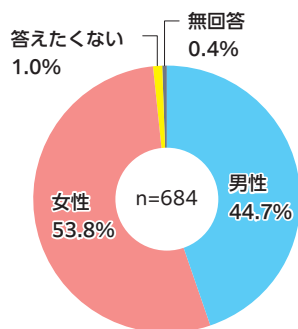


図 2-30 性別

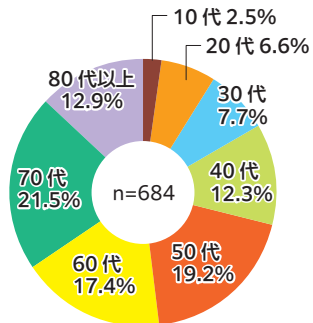


図 2-31 年齢

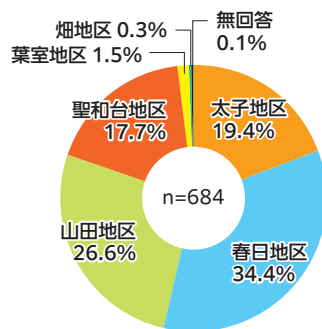


図 2-32 住まい

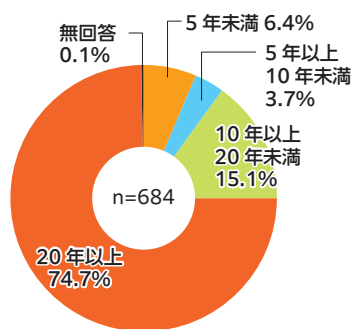


図 2-33 居住年数

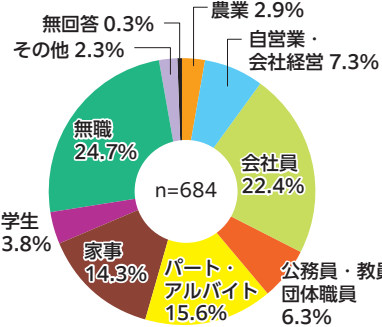


図 2-34 職業

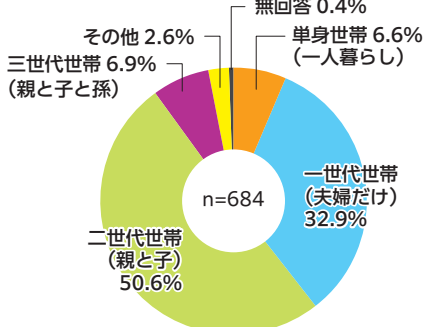


図 2-35 家族構成

② 定住意向

「定住意向」を問うと、約 60%の人が「住み続けたい」と回答しています。

「住み続けたい理由」を聞くと、最も多かったのが「土地・家などがあるから」で、二番目は「自然が豊かで環境も良いから」と回答しています。

「住み続けたくない理由」を聞くと、最も多かったのが「交通の便が悪いから」で、二番目は「日常の買い物が不便だから」と回答しています。

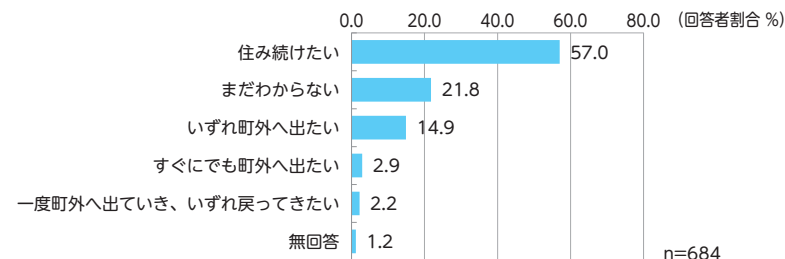


図 2-36 「定住意向」に対する回答

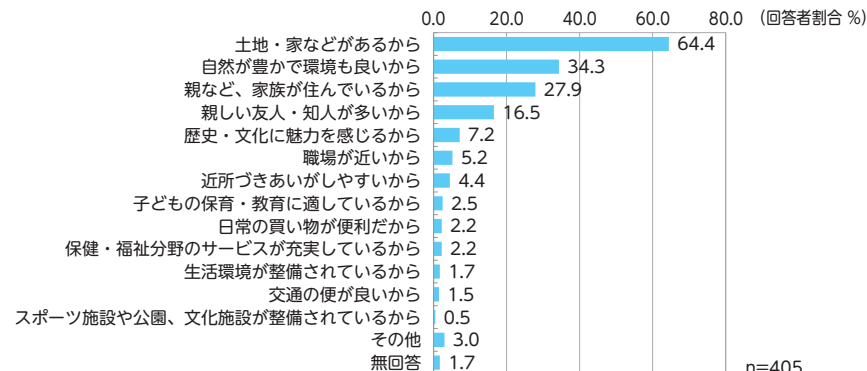


図 2-37 「住み続けたい理由」に対する回答

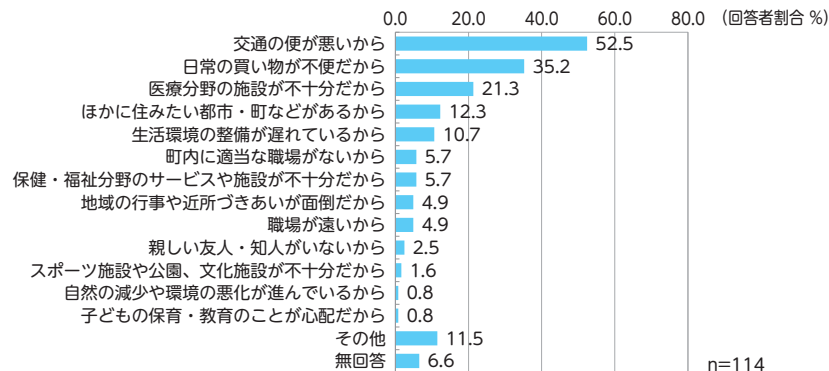


図 2-38 「住み続けたくない理由」に対する回答

③ 本町のまちづくりに対する満足度

本町のまちづくりに対する満足度を問うと、比較的満足度が高かった施策は、「消防・救急の体制整備」、「安心して子育てができる環境整備」、「健康づくりに取り組みやすい環境整備」等がありました。

反対に、不満と答えた人が多かった施策は、「バスなど公共交通機関の便利さ向上への取り組み」、「身近に必要な医療サービスが受けられる環境整備」、「買い物など日常生活の利便性向上への取り組み」等が目立ちました。

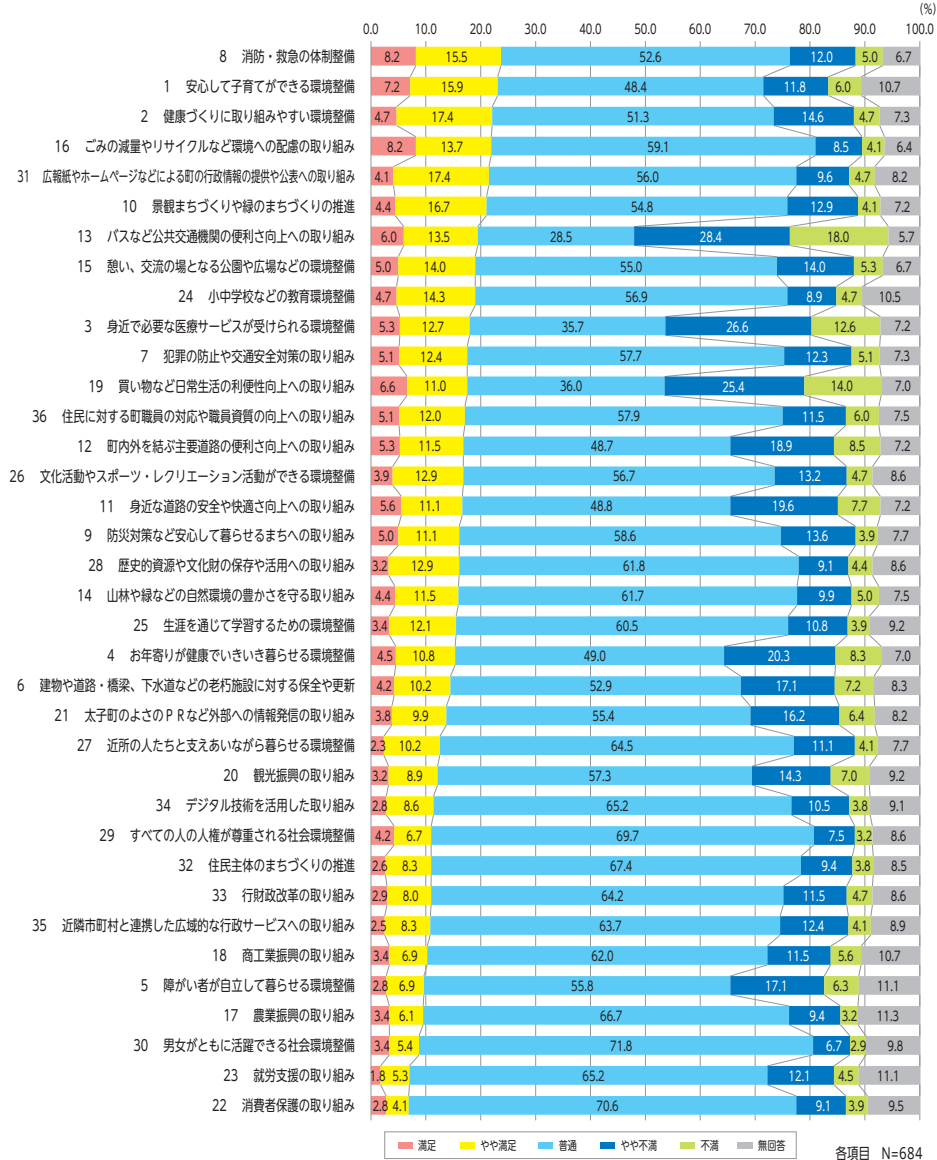


図 2-39 「まちづくりに対する満足度」の回答

2 中学生、住民ワークショップ

1| 開催概要

総合計画策定にあたり、広く住民等からの意見を聞き、住民と行政が一体となった計画づくりを行うことを目的に、中学生及び住民を対象としたワークショップを行いました。

ワークショップの概要は、以下の通りです。

① 開催日時

○中学生ワークショップ

・令和6(2024)年11月9日(土) 10:00～12:00

○住民ワークショップ

・山田・畑地区:令和6年12月7日(土) 10:00～12:00

・春日・聖和台地区:令和6年12月7日(土) 13:30～15:30

・太子・葉室地区:令和6年12月8日(日) 10:00～12:00

② 参加人数

○中学生ワークショップ:7名

○住民ワークショップ:42名

③ 目標

○中学生ワークショップ

・まちづくりの方向性を議論し、基本構想に反映
(将来のまちのイメージまでを議論)

○住民ワークショップ

・まちづくりの方向性を議論し、基本構想に反映
(将来像とそのために取り組むべきことまでを議論)

④ 議論の内容

○中学生ワークショップ

・太子町の「いいところ」、「改善したいところ」
・「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。その具体的なイメージ。」

○住民ワークショップ

・太子町の「いいところ」、「改善したいところ」
・「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。そのために取り組むべきこと。」

●中学生ワークショップの様子



●住民ワークショップの様子



2 | 中学生ワークショップ結果概要（抜粋）

太子町の「いいところ」、「改善したいところ」の議論では、「いいところ」として「太子町の自然や歴史・文化」等の意見をいただきました。また、「歩いていると挨拶してくれる」といった意見もありました。「改善したいところ」としては、「交通や買い物等の不便さ」、「若い人達のための施設等がない」などの意見をいただきました。

「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。その具体的なイメージ。」の議論では、「若い人(子ども)が多いまち」や「学生と町民がつながるまち」などの意見をいただきました。

表 2-6 太子町の「いいところ」、「改善したいところ」(中学生ワークショップ)

いいところ		改善したいところ	
自然	・自然が豊か ・二上山に登れる	自然	・虫が多い
産業	・みかんやぶどう等が多くつくられている ・温泉がある	交通	・坂が多い ・バスの本数が少ない ・道路がせまい
コミュニティ	・挨拶してくれる ・犯罪が少ない	買い物	・買い物場所が少ない ・スーパーなどが遠い
娯楽	・図書館が大きい ・和みの広場等の遊べる所がある	娯楽	・遊べる所が少ない ・若い人にウケる観光地がない
イベント	・祭りが定期的にある ・だんじりが賑やか	飲食	・飲食店が少ない ・チェーン店が少ない
歴史・文化	・叡福寺等の寺がある ・歴史的な建物が多い	その他	・大阪府内の人気最下位

表 2-7 「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。その具体的なイメージ。」(中学生ワークショップ)

どんなまち	イメージ	どんなまち	イメージ
楽しいまち	・祭りでにぎわうまち ・さまざまなイベントのあるまち	若い人(子ども)が多いまち	・教育を受けやすい ・家庭への支援がある
交通が整ったまち	・移動が不便でないまち ・バスの本数が多い ・町内に駅が出来る	学生が遊ぶのに移動をしなくていいまち	・チェーン店・カラオケ等を町内につくる ・遊ぶ場所にバスで行ける町
医療が整ったまち	・大きめの病院があるまち ・医療や福祉があるまち	学生と町民がつながるまち	・文化祭をおもしろく ・文化祭を町民がこれるようにする
あと1万人人口がほしい	・住宅がふえる ・公園ふえる ・まつり、イベントがふえる	お店があるまち	・駄菓子屋さんがある ・電気屋さんがほしい
		教育のまち	・保育所・幼稚園が多い

3 | 住民ワークショップ結果概要（抜粋）

太子町の「いいところ」、「改善したいところ」の議論では、「いいところ」として「教育」や「高齢者福祉」等に関する意見をいただきました。「改善したいところ」としては、「医療施設」や「産業」、「住環境」等に関する意見をいただきました。

「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。そのために取り組むべきこと。」の議論では、「若者が帰ってくるまち」、「こどもの声が聞こえるまち」、「高齢者に優しいまち」等の意見をいただきました。

表 2-8 太子町の「いいところ」、「改善したいところ」(住民ワークショップ)

いいところ		改善したいところ	
自然	・二上山	都市計画	・市街化調整区域の見直し
歴史	・御陵や古墳等	空家	・空家が増えてきた
資源	・太子温泉	公園	・公園で思いっきり遊べない
祭り	・珍しい舟型だんじり	環境	・川がきたない
住環境	・街がきれい	交通	・車がないと不便
農業	・ぶどう、みかん	道路	・道が狭い
道路	・高速道路乗り口	鉄道	・駅が遠い
バス	・コミュニティバス	産業	・目立った産業がない
買い物	・カインズ	雇用	・働き場所が少ない
子育て	・幼児教育が充実	農業	・休耕地が多い
教育	・教育に手厚い	医療	・総合病院がない
高齢者福祉	・お買い物リハビリ	買い物	・お店が少ない
コミュニティ	・お互いあいさつ	賑わい	・遊ぶ所が少ない
コンパクト	・行政が住民に近い	道の駅	・小さい
安心・安全	・自然災害が少ない、治安が良い	情報発信	・太子町の発信
行政	・職員が親切	行政	・考え方が古い

表 2-9 「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか。そのために取り組むべきこと。」(住民ワークショップ)

どんなまち	取り組むべきこと	どんなまち	取り組むべきこと
自然を活かしたまち	・二上山がみられる	若者が帰ってくるまち	・企業の誘致
歴史を活かせるまち	・葉室塚古墳の発掘	こどもの声が聞こえるまち	・子育ての支援
観光のあるまち	・観光客増加	会話がはずむまち	・BBQとか
元気に暮らせるまち	・町会・自治体促進	老人に優しいまち	・総合病院の誘致
コミュニティのまち	・交流できるイベント	誰もが大切にされるまち	・子ども・老人たちの目線
楽しいまち、にぎわいのあるまち	・レストラン・カフェ・古民家活用	産業のあるまち	・耕作放棄地を利用した産業誘致
安全に暮らせるまち	・地震への備え	農業が元気なまち	・農業をしたい人がしやすい施策
住みつけたいまち	・IターンやUターン	交通の便利なまち	・増便、補助金
アピールが出来る物のあるまち	・太子町の名物を活用・発見	医療があるまち	・町外の施設、医療との連携
人気のまち	・住みたいまちランキング	ゴミの少ないまち	・分別をきちんと
働く場所のあるまち	・町内に働く場所	行政と住民が結びついたまち	・町長・職員は地域へ出て

3 まちづくりの主要課題



課題 1 子育て支援、移住・定住促進対策の充実

本町の人口は、平成 17(2005)年をピークに減少に転じ、今後も人口の減少が予想されます。また、少子高齢化も着実に進んでいます。

人口減少の主な要因は死亡数が出生数を上回ったこと、転出者が転入者を上回ったことによります。令和 2(2020)年の合計特殊出生率は、平成 27(2015)年と比べて、全国や大阪府と同様に減少傾向にあります。また、20 歳前後の若者世代の転出が顕著となっています。

人口減少や少子化は、まちの活力の低下につながることから、このような社会変化を見据えたまちづくりとともに、人口の減少、少子化を抑制するための対策が重要です。

そのためにも、子育て支援の充実を図り出生率の向上をめざすとともに、若者世代や子育て世代をターゲットとした移住・定住促進対策が必要です。



課題 2 高齢者対策の充実と健康寿命の延伸

本町の高齢化率は令和 7(2025)年は 31.3%となり、今後もさらに高齢化が進行するものと予想されています。

高齢化の進行は地域によって異なり、特に聖和台や太子、畑地区は、近年、高齢者の増加率が高くなる傾向がうかがえます。

一方、本町の平均寿命、健康寿命は、ともに全国平均や大阪府平均よりも高く、本町の長所の一つです。

高齢者に健康で長生きしてもらうため、高齢者対策の充実を図ることが必要です。



課題 3 産業の振興と若者が働く場の確保

本町の地域経済循環構造をみると、本町の「分配」は「生産・販売」に比べて大きいですが、これは町外で働くこと等によりもたらされています。

また、本町の「支出」は町外での消費が大きく、全体的にバランスの取れた循環構造になっていません。地域経済を強くするためには、産業の振興を図るとともに、地域内での消費を促す取り組みが必要です。

また、20 歳前後の若者世代が流出していることも鑑み、若者が町内で働くことのできる場を確保していくことが必要です。



課題 4 公共交通利便性の維持・向上と各種施設との連携

役場や保健センター、生涯学習センター等の公共施設の中でも主要なものは町の中心部に位置していますが、スーパーやコンビニエンスストア、学校、診療所等の施設は町全域に分散立地しています。また、大型商業施設は中心部から離れた町の西部に位置しています。

一方、町内には各種専門店、レストランは少なく、総合病院もないため、住民は町外の施設を利用しています。

また、町外の駅にバスが通じていますが、バスの便数は多くありません。

このような現状から、本町の住民は自動車を主な交通手段としていますが、今後、高齢化が進み、自動車での移動が困難な人が増加することを考えると、主要な施設をつなぐバス等の公共交通の利便性の維持・向上、更には移動スーパーやデジタル技術等を活用した医療連携体制等、生活に必要な各種施設との連携が必要です。



課題 5 住環境の維持・向上と地域コミュニティの活性化

住民アンケート調査では、本町に住みたい理由で最も多いのが「土地・家などがあるから」ですが、次に多いのは「自然が豊かで環境も良いから」であり、これは本町の大きな長所です。

また、中学生・住民のワークショップでは、「本町のいいところ」として、「歩いていると挨拶してくれる」といった意見も多くあり、昔からの近所づきあいは現在も大切にされているものと考えられます。

しかし、町会・自治会の加入率は年々減少傾向にあり、高齢化の進行も相まって、地域コミュニティの希薄化の進行が懸念されます。

そのため本町の良好な住環境を維持・向上するとともに、豊かな地域コミュニティが失われることのないよう対策を図る必要があります。



課題 6 地域の資源の保全と適切な活用

本町は森林や農地が全体面積の約 7 割を占め、豊かな自然に身近に触れ合うことができる環境にあります。

また、日本最古の官道「竹内街道」が町域を通っており、聖徳太子御廟や推古天皇陵等古代の陵墓が多く残っています。このように本町は長い歴史の中で培われてきた歴史・文化資源を数多く有しており、これらは本町の誇るべき資源です。

住民等のワークショップにおいても、「本町のいいところ」として、自然や歴史・文化をあげる意見が数多くありました。

これらのことから、本町の豊かな自然や歴史・文化を再認識するとともに、これらを適切に保全・活用したまちづくりをさらに進めていく必要があります。



課題 7 ▶ 安全・安心なまちづくりの推進

本町の河川は、狭小区間が長いうえに、地質的な関係から土砂の流出が多く、集中豪雨や台風時における浸水被害及び河川荒廃を幾度も経験してきました。

そのため洪水浸水区域が河川沿いに設定されているだけでなく、土砂災害警戒区域等も山地地域を中心に設定されています。

近年、全国的に大規模地震や豪雨等による大規模災害が頻発しています。また、今後30年以内に南海トラフ地震が70～80%の確率で発生することが予想されており、本町は「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されています。

このような自然災害に備え、安全・安心なまちづくりを着実に進めていく必要があります。



課題 8 ▶ 持続可能な「経営」をめざした効率的・効果的な行政システムの構築

本町の歳入は、多くを国や府からの補助金等に依存しており、行政の自主性や安定性の目安である自主財源比率は高くはありません。

また、財政力指数は年々低下し、今後の安定的な財源に不安を抱えています。

さらには、高齢化の進行に伴い、扶助費等が増加しつつあるとともに、公共施設やインフラの老朽化により、将来的な維持管理や改修に要する費用も増大していきます。

このような財政状況を考えると、今後はより一層の効率的で効果的な行財政運営が必要であり、将来的に持続可能性を考慮した行財政システムを構築していく必要があります。



Chapter

03

基本構想

まちづくりの基本方針



第6次
太子町総合計画

1

基本理念

和の心を次世代へつなぐまち
～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」
ふるさと“たいし”～



大都市大阪市の近郊に位置しながら豊かな自然が残り、また誇れる歴史・文化を有するまち「太子」。全国的な人口減少、少子・高齢化が本格化する今、本町は将来に向けて大きな岐路に立たされています。地域間競争が激化する中、本町もまた若者世代、子育て世代等の流入を促進し、まちの活力やにぎわいをより一層高めていく必要があります。一方で、人口減少、少子・高齢化が進行する現実を見据え、持続可能なまちづくりを、厳しくなる財政事情の中で進めていかなければなりません。



中学生・住民ワークショップでは、本町の「いいところ」として、「二上山等の自然」や「叡福寺等の歴史・文化」等といった意見とともに、「歩いているとみんな挨拶してくれる」といった本町のコミュニティの豊かさがうかがえる意見もありました。一方、「改善したいところ」としては、「公共交通の不便さ」、「買い物の不便さ」、「医療施設の少なさ」等の生活基盤に関わる意見が多数寄せられました。そして「10年後、20年後の太子町はどんなまちになって欲しいか」については、「若者が帰ってくるまち」、「こどもの声が聞こえるまち」、「高齢者に優しいまち」等の意見が多くの人からあがり、そのための取り組みについて活発な議論がなされました。

豊かな自然や歴史・文化が残り、生活が便利で、かつ若者から高齢者までがいきいきと暮らせるまち。そんなまちをどのように実現するかが問われています。

住民参加のまちづくりの重要性がいわれて久しくなりました。行政だけがまちづくりを進めるのではなく、公共サービスに積極的に住民の参画を求めていくことも重要となってきています。また、急激な人口変動の中、本町の将来像や進むべき方向性について考えることも、今後の持続的かつ安定的な住民サービスを提供していくためには必要なことです。さらに、DXが進む中、AIやICT等の積極的な活用が求められています。



本町では、豊かな自然と歴史・文化を活かしながら、人々が交流しあえるまちづくりがこれまでも行われてきました。しかし、これからの時代を乗り切るためには、これらの考え方は継承しながらも、新たな取り組みに挑戦していかなければなりません。自然環境の保全と開発のバランスを適切に図りながら、新たなまちづくりの施策を積極的に展開します。また、住民との協働、DX、広域連携等を持続可能なまちづくりのためにさらに一層取り組んでいきます。そして、これらのことを踏まえながら、「自然や歴史を守るまち」、「笑顔あふれる暮らしやすいまち」、「未来の世代を育むまち」、そんなまちづくりを聖徳太子の言葉「和を以て貴しとなす」をモットーに進めていきます。

未来の世代を育むまち

教育や文化を通じて希望ある未来を築けるまちづくりをめざします。



自然や歴史を守るまち

自然や歴史と調和したまちづくりをめざします。



和を以て
貴しとなす！

笑顔あふれる
暮らしやすいまち

住民が安全・安心、快適に日常生活を送れるまちづくりをめざします。



図 3-1 基本理念イメージ

2 基本目標



目標 1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり (子育て・教育)

- ・子育て世代が安心して子どもを生み育てられる環境を整備するため、国や大阪府とも連携し、出産、育児、教育に関してきめ細かな支援を行います。また、子どもの意見が尊重されるまちづくりを進めます。
- ・聖徳太子の和の精神を受け継ぎ、豊かなところ、元気な子どもを育てる、特色ある教育活動の一層の充実を図ります。
- ・また、学校、家庭、地域が一つになり、農業等の体験活動や地域活動等を通じてふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと学習」を推進します。



目標 2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり (人づくり・コミュニティ)

- ・文化・スポーツ等の生涯学習等の推進により、豊かな人間性、心身の健康、人間関係の構築等に努めるとともに、将来のまちづくりを担う人材を育成します。
- ・また、全ての人が人として尊重され、社会参加できるまちづくりを進めます。
- ・町会・自治会への入会促進をはじめ、住民活動団体への支援により、行政だけでは対応が難しい分野へのサービス提供や身近な課題解決が、住民の自主的な活動により展開されるようなまちづくりを進めます。
- ・さらに、歴史・文化資源の保全・活用を通じ、郷土に対する理解を深め、豊かな地域文化の振興を進めます。



目標 3 全ての人が健康でいきいきとした生活が営めるまちづくり (健康・福祉)

- ・住民自らが健康づくりの重要性に気づき、健康づくりに参加する“予防のまち太子”の実現に向けて取り組みます。
- ・また、今後の高齢化の進行を見据え、広域的な医療機関と地域医療との連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着等、身近に対応できる医療情報の提供を行います。
- ・さらに、インクルージョンやノーマライゼーションの考え方にに基づき、多様性を認め合いながら、高齢者や障がい者等への支援とその充実に努め、誰もが快適に健康でいきいきと充実した社会生活を営めるような対策を図ります。



目標 4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり (経済・産業)

- ・本町の豊かな自然を維持してきた農業の発展を推進するとともに、町内事業者、商工会、金融機関等の関係機関が一体となって、商工業の発展をめざします。また、新たな地域産業の創出や企業の誘致、起業・創業を促進します。
- ・また、本町の自然や歴史・文化を活用した観光の振興を図るとともに、本町の知名度向上に向けて魅力発信を行い、関係・交流人口の増加をめざします。
- ・さらに、若者の就労支援策や元気な高齢者の働く場の創出等、雇用・就労対策に取り組みます。



目標 5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり (生活環境・生活基盤)

- ・豊かな自然環境や里山景観の保全を図るとともに、快適な居住環境を維持・継承します。
- ・特に、今後の高齢化の進行を見据えるとともに、住民ニーズを踏まえた交通体制の構築を図ります。
- ・また、消防・救急体制の維持・充実、近年の自然災害の頻発化・激甚化の傾向を踏まえた災害に強い基盤整備、交通安全対策を進めるとともに、自助・共助・公助による住民の安全・安心な生活を確保します。
- ・さらに、子育て、教育、福祉、雇用等の分野と連携しながら、移住・定住促進施策を推進します。



目標 6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営 (行財政運営)

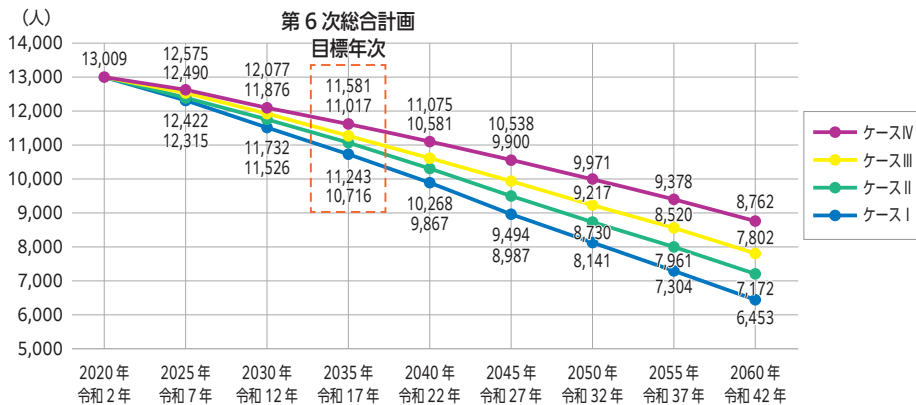
- ・住民の行政へのニーズの多様化に対応し、さらに開かれた行政の運営に取り組むとともに、町政への参加の機会を広げ、住民とともにまちづくりを進めます。
- ・また、厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保、選択と集中、優先順位を考慮した施策展開、事業者やNPO等との官民連携に努めます。
- ・さらに、都市機能の連携、広域観光や関係・交流人口の創出・拡大、事務処理の共同化等の広域連携による施策を推進するとともに、周辺自治体と将来のあり方の検討を重ねていきます。
- ・デジタル技術の活用により、本町の特性を活かしながら、地域の社会課題の解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化します。

3 人口の将来展望

本町の人口を、「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内閣府地方創生推進室 令和6(2024)年6月)を用いて推計すると以下の通りです。

推計にあたっては、「生残率」や「0～4歳性比」は国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」と称する)の推計の仮定値を用いて一律とし、自然増減や社会増減に大きな影響を与える「合計特殊出生率」、「純移動率」を、ケースⅠ～Ⅳのように仮定して算出しています。

これによると、第6次総合計画の目標年次である令和17(2035)年には、令和2(2020)年と比べて、人口が1,400～2,300人程度減少することがわかります。



出典：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内閣府地方創生推進室 令和6(2024)年6月)を用いて作成

図3-2 本町人口の将来展望

表3-1 各ケースの想定

ケース	自然増減の考え方 (出生に関する仮定)	社会増減の考え方 (移動に関する仮定)	備考
	ケースⅠ	近年の出生動向(合計特殊出生率)を勘案し、それらが将来も同様に推移すると仮定。	
ケースⅡ	合計特殊出生率が令和22(2040)年までに、近年の太子町の比較的高かった値：1.35まで上昇し、その後も、同程度に上昇すると仮定。	社人研で仮定された純移動率の7割と仮定	
ケースⅢ	合計特殊出生率が令和22(2040)年までに、近年の全国の比較的高かった値：1.45まで上昇し、その後も、同程度に上昇すると仮定。	社人研で仮定された純移動率の5割と仮定	
ケースⅣ	合計特殊出生率が令和22(2040)年までに国民希望出生率1.8まで上昇し、令和42(2060)年までその値で推移すると仮定。	社人研で仮定された純移動率の3割と仮定	

4 まち空間の考え方

本町のまち空間は、大きくは「暮らし」のエリアと「農」・「緑」のエリアからなります。そして、「暮らし」のエリアは周辺市町村や駅、インターチェンジと幹線道路により結ばれます。

まちづくりにあたっては、このような基本的な都市構造を踏まえながら、自然環境の保全と開発のバランスを適切に図りながら進めていきます。

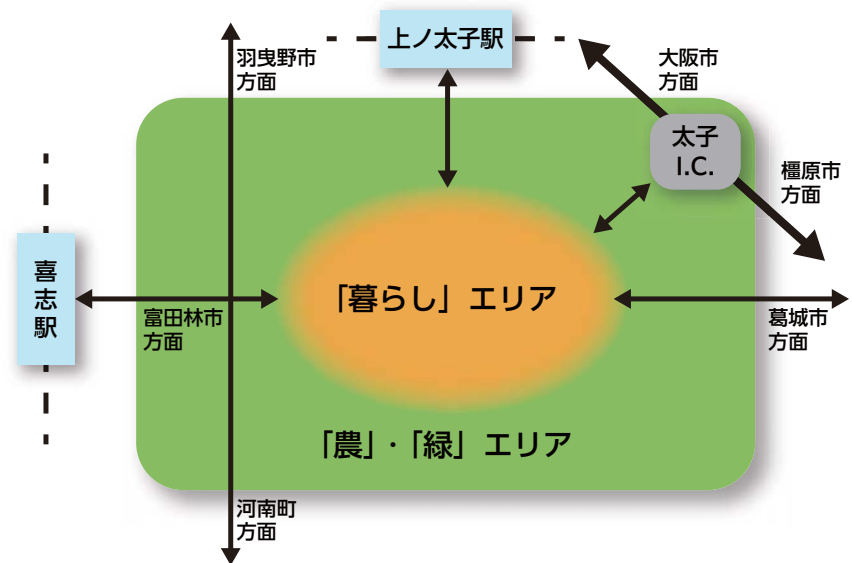


図3-3 まち空間の考え方(概念図)



Chapter

04

前期基本計画

前期基本計画の体系



第6次
太子町総合計画



1 基本計画の趣旨

基本計画は、総合計画の基本理念である「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を実現するために、基本構想で設定した基本目標やまち空間の考え方を踏まえて、施策を体系的に示し、個別に作成される様々な計画の基本となるものです。

前期基本計画は、基本構想の計画期間である令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間のうち、前半の 5 年間となる令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までを目標年度とします。

2 基本計画の構成

前期基本計画は、基本構想で設定した基本目標に従い、分野別に整理します。

なお、太子町地方創生総合戦略（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）は、前期基本計画に包含するものとし、総合戦略の内容は、前期基本計画の施策として記載します。

「太子町地方創生総合戦略

（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）」とは？

国においては、これまでの地方創生の取り組みをフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものとして、令和 7（2025）年 12 月 23 日に、まち・ひと・しごと創生法（平成 26（2014）年法律第 136 号。以下「法」という）第 8 条第 6 項に基づき、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」を変更し、令和 7（2025）年度を初年度とする 5 か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」が閣議決定されました。

地方においては、法第 9 条及び第 10 条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされています。

「太子町地方創生総合戦略（太子町デジタル田園都市構想総合戦略）」は、国の総合戦略及び大阪府が策定した「第 3 期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 7（2025）年 1 月）を踏まえ策定するものであり、前期基本計画に包含するものとします。

3 前期基本計画の体系と SDG s との対応

前期基本計画は、基本構想で設定した基本目標をもとに、以下のような施策で構成します。また、基本目標ごとの施策により、SDG s の 17 のゴールの達成をめざします。

SDGs とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



表 4-1 前期基本計画の体系とSDGsとの対応

施策		1	2
(1) 子育て支援体制の強化	①妊娠期からの母子保健の充実を図ります	●	
	②子育て家庭の支援を進めます	●	
	③全てのこどもたちが尊重されるまちづくりを進めます	●	
(2) 地域とともに育む学校教育の充実	①元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます		
	②学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます		
(1) 生涯にわたり学べる環境づくり	①生涯学習の推進を図ります		
(2) 人と人が互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり	①人権尊重のまちづくりを進めます		
	②男女共同参画社会を進めます		
(3) 住民との協働、地域への愛着心の醸成	①住民主体のまちづくりを進めます		
	②歴史・文化の保全と活用を図ります		
(1) 住民の健康づくりの推進	①健康づくり・食育を進めます		
	②地域医療の充実を図ります		
	③保険制度の充実を図ります		
(2) 地域福祉の充実	①地域福祉体制の充実を図ります	●	●
	②高齢者福祉の充実を図ります		
	③障がい者福祉の充実を図ります		
(1) 地域経済を支える産業の振興	①都市農業の振興を図ります		
	②商工業の活性化を図ります		
(2) まちの魅力を活かした交流の推進	①まちの魅力発信を行います		
(3) 就労の支援	①就労支援の推進を図ります		
(1) 地域環境の保全・向上	①協働により環境の保全を図ります		
	②資源循環型社会の実現を進めます		
(2) まちの安全性・快適性の向上	①安心・安全を確保します		
	②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます		
	③道路・交通体系の充実を図ります		
	④移住・定住を促進します		
(1) 効果的・効率的な行政経営	①健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます		
	②広域連携と公民連携による効率的な行政運営を進めます		
	③デジタル技術の活用を進めます		
(2) 人材確保・育成の強化	①より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します		

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
●		●												
●		●												
	●	●												
	●													
	●													
		●					●						●	
		●					●						●	
														●
●														
●														
●														
●														
●														
							●	●						
							●	●						
							●	●						
			●							●	●	●		
				●						●				
									●					
									●					
										●				
										●				●
								●						
										●				

4 進行管理

計画期間中、施策の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、PDCAサイクルの仕組みを取り入れます。

PDCAサイクルとは、計画を策定し(Plan)、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)もので、計画の実施にあたっては、PDCAサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

図 4-1 PDCA サイクル



Chapter

05

前期基本計画 分野別計画



第6次
太子町総合計画



分野別計画の見方

基本目標

基本構想で設定した基本目標を示します。

施策（大項目）

施策の体系に基づく、基本計画の施策名（大項目）を示します。

現状

施策（大項目）を取り巻く現状を示します。

課題

施策（大項目）に関する課題を示します。

方針

施策（大項目）に関する基本的な方針を示します。

1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）

1 | 子育て支援体制の強化

現状

各種子育て支援

・妊娠初期からの伴走型支援をはじめ、妊婦や児童の保護者・子どもたちがつながれる地域の子育てネットワークの構築をめざすために「プレママ・パパ教室」や「ファーストベビー講座」、「赤ちゃん会がらす」等の各種子育て支援事業を行っています。

就学に向けたつなぎ

・段階に応じた子どもの発達支援を行うための「発達支援教室」や「すくすく相談」等の就学に向けたつなぎに取り組んでいます。

経済的支援

・各種助成・給付事業等による経済的支援を行い、妊娠前から顔の見える支援を心がけ、地域全体で子育てを支え、子育て世代が笑顔になれるように取り組んでいます。

課題

安心して子育てができる環境の向上

・合計特殊出生率は大幅な改善はありません。また、少子化による子育ての孤立が問題となっています。今後は、様々な家庭が安心して子育てができる環境の整備に取り組む必要があります。そのためにも、地域ぐるみで子どもを見守り育む意識の醸成と、そのためのまちづくりが必要です。

方針

各種啓発事業や教育・保育事業の充実

・子どもをまんなかに安心して笑顔で子育てができる地域づくりを推進するためには、子どもの人権を尊重し、妊娠前から18歳までの子どもの発育・発達を促すことが重要となることから、各種啓発事業や教育・保育事業の充実を図ります。

ワンストップ対応

・「太子町子ども家庭センター」を核として、ワンストップ対応を進め、子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待予防、地域の子育て支援体制の構築、ひとり親支援、ヤングケアラー対策等様々な家庭の子ども・子育て支援の充実を図ります。

人とつながる機会や居場所の提供

・子どもたちが安心できる、人とつながる機会や居場所を提供していきます。これらの施策の実施にあたっては、地域ぐるみで取り組みを進めます。

5-3

1 妊娠期からの母子保健の充実を図ります

施策（行政が行うこと）

● 安心して子どもを産み、育てられる環境整備

- ・妊娠前から出産後、就学前までの切れ目のない健康診断の実施体制の整備、妊娠期から子育て期における各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。
- ・面談や健診後に医療受診や経過観察が必要な妊婦や乳幼児に対して、フォロー健診等により早期医療につなげます。
- ・マタニティブルーや産後うつに対して、多様な形態の産前産後サポート事業や産後ケア事業を整備し、利用しやすいサポートプランの作成に努めます。
- ・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアや不妊症・不育症への相談支援を推進します。
- ・子ども医療に関する助成について、今後も継続して支援します。

● 地域の子育て支援体制の整備

- ・妊娠初期から18歳までの妊娠・出産・育児・子どもの成長と心身の健康を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「太子町子ども家庭センター」を中心に、身近な相談窓口の連携により子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待の予防に取り組む、地域の子育て支援体制を整えます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
育児教室実施回数	回	145	145以上
合計特殊出生率	—	1.01	1.37
子ども・子育てに関する相談件数（相談体制の充実）	件	810	960

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

- 住民
 - ・健康診査や健康相談を通じて乳幼児の健康に気を配ります。
- 事業者・団体
 - ・子育てしやすい環境づくりを進めます。
 - ・子ども・子育てに関心のある人材を発掘します。



5-4

SDGs ゴール

施策と関連する SDGs のゴールを示します。

施策（小項目）

施策の体系に基づく、基本計画の施策名（小項目）を示します。

施策（行政が行うこと）

施策（小項目）に基づき、行政が行うことを示します。

「施策」に対する評価指標と目標

施策（行政が行うこと）の進捗状況や成果を図るための指標です。

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

施策（小項目）が効果を発揮するため、行政とともに住民や事業者・団体に実施いただきたいことを示します。

1 未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくり（子育て・教育）

1 | 子育て支援体制の強化

現状

各種子育て支援

・妊娠初期からの伴走型支援をはじめ、妊婦や児童の保護者・子どもたちがつながれる地域の子育てネットワークの構築をめざすために「プレママ・パパ教室」や「ファーストベビー講座」、「赤ちゃん会がらす」等の各種子育て支援事業を行っています。

就学に向けたつなぎ

・段階に応じた子どもの発達支援を行うための「発達支援教室」や「すくすく相談」等の就学に向けたつなぎに取り組んでいます。

経済的支援

・各種助成・給付事業等による経済的支援を行い、妊娠期から顔の見える支援を心がけ、地域全体で子育てを支え、子育て世代が笑顔になれるように取り組んでいます。

課題

安心して子育てができる環境の向上

・合計特殊出生率は大幅な改善はありません。また、少子化による子育ての孤立が問題となっています。今後は、様々な家庭が安心して子育てができる環境の整備に取り組む必要があります。そのためにも、地域ぐるみで子どもを見守り育む意識の醸成と、そのためのまちづくりが必要です。

方針

各種啓発事業や教育・保育事業の充実

・子どもをまんなかに安心して笑顔で子育てができる地域づくりを推進するためには、子どもの人権を尊重し、妊娠期から18歳までの子どもの発育・発達を促すことが重要となることから、各種啓発事業や教育・保育事業の充実を図ります。

ワンストップ対応

・「太子町子ども家庭センター」を核として、ワンストップ対応を進め、子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待予防、地域の子育て支援体制の構築、ひとり親支援、ヤングケアラー対策等様々な家庭の子ども・子育て支援の充実を図ります。

人とつながる機会や居場所の提供

・子どもたちが安心できる、人とつながる機会や居場所を提供していきます。これらの施策の実施にあたっては、地域ぐるみで取り組みを進めます。

1 妊娠期からの母子保健の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 安心して子どもを産み、育てられる環境整備

- ・妊娠期から出産後、就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備、妊娠期から子育て期における各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。
- ・面談や健診後に医療受診や経過観察が必要な妊婦や乳幼児に対して、フォロー健診等により早期医療につなげます。
- ・マタニティーブルーや産後うつに対して、多様な形態の産前産後サポート事業や産後ケア事業を整備し、利用しやすいサポートプランの作成に努めます。
- ・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアや不妊症・不育症への相談支援を推進します。
- ・子ども医療に関する助成について、今後も継続して支援します。

● 地域の子育て支援体制の整備

- ・妊娠初期から18歳までの妊娠・出産・育児・子どもの成長と心身の健康を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「太子町子ども家庭センター」を中心に、身近な相談窓口の連携により子育ての仲間づくりや育児不安の解消、児童虐待の予防に取り組み、地域の子育て支援体制を整えます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
育児教室実施回数	回	145	145 以上
合計特殊出生率	—	1.01	1.37
子ども・子育てに関する相談件数（相談体制の充実）	件	810	960

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

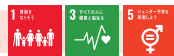
- ・健康診査や健康相談を通じて乳幼児の健康に気を配ります。

● 事業者・団体

- ・子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ・子ども・子育てに関心のある人材を発掘します。



2 子育て家庭の支援を進めます



施策（行政が行うこと）

● 保護者と子どもたちが集える場所の提供

- 保護者と子どもたちが気軽に集え、育児相談や子育てサークル等を利用するための施設として、子育て支援の拠点施設（子育て支援センター）の充実と、保護者と子どもたちが集える場所を提供し、子ども・子育て家庭の支援を進めます。
- 子どもの家庭でも学校でもない第三の居場所づくりに努め、子どもの視点に立った生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子どもの可能性を引き出す取り組みを進めます。

● 就学前の多種多様な保育・教育環境と就学後の放課後の活動の場の提供

- 仕事と子育ての両立を図るため、保護者が働きながら安心して子どもを出産し育てることができるように、保育所（園）、幼稚園・認定こども園の延長保育や一時預かり・病児保育、就学児童を対象とした放課後の活動の場（放課後児童会等）の提供に取り組みます。
- 全てのこどもの育ちをサポートできるよう乳児等通園支援事業に取り組み、こどもの良質な成育環境の整備に努めます。

● 就労支援、働き方の啓発

- ひとり親家庭や子育て休業後の就労支援のために、大阪府子ども家庭センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携を図ります。
- 妊娠期に受講する「プレママ・パパ教室」や、「こども子育て支援講座」等において、子どもへの向き合い方や子育て世帯の生活リズムの工夫等、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方の啓発に努めます。

● 地域資源を活かした子育て支援

- 保護者の病気や仕事等の理由で養育が困難な場合においても、こどもの尊厳を守り子どもたちが安心して生活できるように、地域こども・子育て支援事業の充実を図ります。
- 子育てを保護者だけが担うのではなく、地域や子育てボランティア、地域団体、子育て関連の事業所等が、子どもをまんなかにしてつながり支え合うことで、保護者と一緒に子どもを育てる支援の輪をつくります。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
こどもの居場所	箇所	0	2
放課後児童会待機児童数	人	0	0
こども・子育て支援講座等参加者数	人	156	200
子育てボランティア人数	人	12	45

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- 必要に応じて保育・こども・子育て支援事業サービスを利用します。
- 子どもを見守る居場所や地域づくりに参加します。

● 事業者・団体

- 雇用者の子育て支援に取り組みます。
- こどもの居場所や見守る地域づくりを応援します。
- 地域こども・子育て支援事業を提供します。
- こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得し支援します。



3 全ての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます



施策（行政が行うこと）

● 関係機関の連携

- ・全ての子どもたちの健やかな成長を支援するために、子どもの意見を尊重し、家庭環境や子どもの特性に合わせて、「太子町子ども家庭センター」が中心となり関係機関が連携します。
- ・要支援児童や支援が必要な保護者に気づき、サポートプランの作成によって、関係機関が連携し、妊娠期から18歳まで切れ目なく相談支援を実施します。

● インクルージョンの推進

- ・障がい児支援や医療的ケアの必要な子どもや生きづらさを感じている子どもがその家族とともに、また一人でも地域社会の一員として自立できるよう「自分らしく生きる力」を高める支援、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実し、地域全体のインクルージョンの推進を図ります。

● こどもの権利を守る取り組み

- ・人権と権利擁護の推進として、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止や要保護児童の支援体制の強化に加え、早期につながり・支援できる視点をもって関係機関と連携し、虐待や自殺予防等こどもの権利を守る取り組みを総合的に進めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
サポートプラン数	件	18	180
発達相談・支援の利用人数	人	317	350

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・こどもの声に耳を傾けます。
- ・児童虐待に気づいたときは「189」（児童相談所虐待対応ダイヤル）に連絡します。
- ・悩みや不安等を抱える保護者や支援が必要な家庭への理解を深め、支え合う関係づくりに努めます。
- ・ひとり親家庭の保護者は、ひとり親家庭の当事者グループに、支援情報の収集やつながる機会として参加します。

● 事業者・団体

- ・障がい児や医療的ケア児、また生きづらさを感じている子どもやその保護者に対する配慮を心がけます（インクルージョン）。
- ・子育てボランティアを募ります。

2 | 地域とともに育む学校教育の充実

現状

幼小中一貫教育

- ・令和4（2022）年度より、幼小中一貫教育を推進しています。義務教育9年間に幼児教育の3年間を加えた、12年間を通じた「学びの連続性」と「系統性」を強化する取り組みを、「こどもを主語に」という理念のもと、めざすこども像に向け、非認知能力の向上を手段として推進しています。

地域の教育活動支援

- ・社会教育関係団体や地域ボランティア団体による地域での教育活動を支援し、こどもの健やかな成長に貢献する活動を行っています。

課題

「Well-being（幸福）」と「Agency（主体性）」を高める環境整備

- ・不登校児童・生徒数の増加、問題行動、いじめ問題といった学校だけでは解決できない教育課題もあり、「非認知能力」をキーワードに、学校、地域、家庭が一体となって、こどもたちの「Well-being（幸福）」と「Agency（主体性）」を高める環境を整えていく必要があります。

非認知能力の育成・促進

- ・地域社会における非認知能力の育成・促進を各世代が協力しながら共に学び、成長できる環境づくりに取り組む必要があります。

施設の老朽化対策や施設・設備の更新

- ・安全で快適な学校環境整備のため、施設の老朽化対策や施設・設備の更新も重要な課題となっています。

地域と一体となった教育の推進

- ・学校だけでなく、学校と家庭、地域が一体となり青少年の育成を進める必要があります。

方針

安心して学校生活を送るための環境づくり

- ・子どもたちが、自己実現に向けて学びの意欲を持ち、豊かな人間形成が可能となるように学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。

地域ぐるみでの見守り活動の実施、「ふるさと学習」の推進

- ・安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。
- ・学校、家庭、地域が一つになり、宮農体験等の体験活動や地域活動等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと学習」を推進します。



1 元気なこどもを育てる学校園づくりを進めます



施策（行政が行うこと）

● 非認知能力の育成・促進

- こどもの非認知能力を育む環境を整えるための研修会や保護者セミナーを開催し、町全体で学校・家庭・地域が協力的な取り組みを進めていきます。

● コミュニケーション能力の育成、ICT活用教育の更なる充実

- 町の未来を担うこどもたちを育てるため、英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成や、情報活用能力を高めるためのICT活用教育の更なる充実に努めます。

● 不登校やいじめ、暴力行為等の未然防止・解決

- こどもたちが安心して学校生活を送れるように、総合学校支援事業及び児童生徒支援教室運営事業を通じて、不登校やいじめ、暴力行為等の課題に対する未然防止や早期の解決に取り組みます。

● 地産地消の推進

- 学校給食では、大阪府内産（特に太子町産）の果樹（ブドウ・ミカン）、野菜、加工品を食材として積極的に使用し、地産地消に努め、食を通じた地域の理解を深めます。

● 学校施設の整備

- 安全で快適な学校づくりのために、学校施設の整備を進めていきます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
英検合格者率	%	中学1年：5級 79.8 中学2年：4級 65.2 中学3年：3級 46.8	中学1年：5級 87.0 中学2年：4級 67.0 中学3年：3級 50.0
「学校に行くのは楽しい」と思う児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	%	小学校：67.4 中学校：53.8	小学校：75 中学校：60
「わからないことや詳しく知りたいことがあった時に自分で学び方を考え工夫できている」と思う児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	%	小学校：33.7 中学校：27.5	小学校：40 中学校：35
学校給食における地元食材活用割合	%	52	60
トイレ洋式化率	%	83.3	95
体育館空調設置率	%	0	100
照明LED化率	%	20	100

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- 非認知能力を共通の合言葉として、「太子町のこどもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や行政とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。

● 事業者・団体

- 教育環境の整備を進めるとともに、安全・快適な学校づくりの充実に努めます。

2 学校と家庭、地域が一体となった教育活動を進めます



施策（行政が行うこと）

● 地域での見守り体制の充実

- 幼児・児童・生徒が学校園内外で安心して生活できるように、学校安全ボランティア（見守り隊）と連携し安全の確保を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。

● 学校と家庭、地域社会が連携した青少年の育成

- 学校と家庭、地域社会がさらに連携し、青少年の健全育成のための望ましい環境づくりを推進します。仲間づくりや社会参加を促し、心豊かな青少年の育成を図ります。

● ふるさと学習の推進

- 町の豊かな自然や、聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道等を含む歴史・文化、農業等の産業、まちづくり等、体験や地域活動を通じた学習機会を提供し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
学校安全ボランティア活動人数（見守り隊）	人	18	25
部活動を地域連携している学校数	校	1	1
ふるさと学習会を実施している学校数	校	3	3

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- 学校と連携し、家庭で学習しやすい環境づくりに取り組みます。
- 地域での見守り活動に参加します。

● 事業者・団体

- 地域での見守り体制の充実に努めます。



2 郷土愛溢れたコミュニティ豊かなまちづくり（人づくり・コミュニティ）

1 | 生涯にわたり学べる環境づくり

現状

住民の生涯学習等に対する意識

- ・「生涯学習に関するアンケート調査」（令和4（2022）年1月～2月に実施）によると、健康、スポーツ、趣味的なもの、教養的なもの、職業において必要な知識・技能を「生涯学習」として捉えている人が多くいました。

生涯学習施設等の利用状況

- ・スポーツ施設の利用状況は横ばいで、生涯学習センターや図書館の利用は、旧施設（公民館、図書室）に比べて増加しています。

課題

多様化する住民の学習ニーズへの対応

- ・「人生100年時代」を迎え、人々の価値観やライフスタイルの変化により多様化する住民の学習ニーズに対応する必要があります。また、子どもから高齢者まで全ての住民が生涯を通して学習できる環境づくりが求められています。

スポーツやレクリエーション活動へのきっかけづくり

- ・スポーツやレクリエーション活動に無関心な人へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取り組みが求められています。

青少年育成のための環境づくり

- ・青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりを進める必要があります。

高齢者の参加促進

- ・今後の高齢化の進展を踏まえ、社会の中での高齢者の役割づくりとして、趣味を活かした活動や地域行事への参加を促す支援が必要です。

図書館の魅力向上

- ・より魅力ある図書館とするため、蔵書の充実を図るとともに、地域コミュニティの場を提供できる事業の継続が必要です。

社会教育関係団体への支援

- ・社会教育関係団体の担い手不足や高齢化により、継続した活動が困難となっている現状に加え、団体役員の負担も大きいことから、各種事業の安定的な運営が課題となっています。今後、若年層や新しい参加者を確保するために、活動の魅力向上と情報発信の強化が求められています。

方針

世代や立場を超えた交流の促進

- ・住民が主体的に学び、活動できるような学習機会を提供するとともに、文化、スポーツの振興や社会教育関係団体への支援を通じて、世代や立場を超えた交流の促進を図ります。

1 生涯学習の推進を図ります



施策（行政が行うこと）

● 多様な学習機会の提供

- ・住民が主体的に参加できる各種教室を開催し、ふるさと学習をはじめ多様な学習機会の提供を行います。
- ・学んだことをより多くの人と共有することを目的として、成果を発表できる機会の充実に努めます。

● こどもの読書活動の推進

- ・学校図書室と連携し、こどもの読書活動を推進します。

● スポーツ大会等の開催や総合スポーツ公園の運営

- ・スポーツ大会やスポーツ教室等の開催、総合スポーツ公園の運営を通じて、住民の健康の増進と交流を推進し、生涯スポーツの振興を図ります。

● 地域や社会教育関係団体との連携

- ・スポーツを通して人と人とのつながりを広げるために、地域や社会教育関係団体との連携に努めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
生涯学習センター年間利用者数	万人	3.3	4.0
図書館年間利用者数	万人	1.6	1.9
総合スポーツ公園年間利用者数	万人	10.2	12.2
社会教育関係団体（地域婦人会、青少年指導員会等）人数	人	151	151

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・住民一人ひとりが主体的に学び、地域とともに成長していけるよう、学校園や行政・地域団体と連携し、生涯にわたる学びの推進に協力します。
- ・図書館や生涯学習センターを積極的に利用します。
- ・主体的に学ぶ意識を持ち、学んだ知識や経験を地域づくりに活かします。
- ・行政や社会教育関係団体が実施する様々な事業に参加し、地域の交流に努めます。

● 事業者・団体

- ・文化団体は、団体相互の連携・協調を図り、住民文化の向上に努めるとともに、町主催の各種教室等の講座への協力をします。
- ・スポーツ団体は、団体相互の連携・協調を図り、スポーツへの取り組みを通じて、競技力の向上と生涯スポーツの普及に努めるとともに、町のスポーツイベント等の振興事業への各種協力をします。

2 | 人と人が互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくり

現状

全ての住民が等しく人権が尊重される社会

・個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。偏見や差別のない社会の実現へ向けて、町では、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を尊重した行動がとれるよう人権教育・人権啓発を推進するとともに、人権の視点から相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう相談体制の充実を図るなど、全ての住民の人権が等しく尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

誰もがまちづくりに参画する社会

・少子高齢化や人口減少、ライフスタイル・価値観の多様化等、急速な社会の変化に対応していくため、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合い、まちづくりに参画する太子町をめざし、取り組みを進めています。

課題

全ての人がその立場を認め合い、相手を受け入れるまちづくり

・全ての人が人権は自分の権利だけでないことを理解するとともに、他者の人権にも配慮することができ、また、互いにその立場を認め合い、相手を受け入れることができる共生社会の構築が重要です。

全ての人が自分らしい生き方を選べる男女共同参画社会の実現

・全ての人が性別にかかわらず、互いに尊重し合い、一人ひとりが自分らしい生き方を選べる男女共同参画社会の実現のため、家庭、教育、就労等の様々な場面において固定的な性別役割分担意識が解消される必要があります。
・全ての人があらゆる暴力・ハラスメントを受けることなく、安心して暮らすことのできる社会を構築するとともに、性の多様性を尊重し、差別されることのない社会づくりに取り組むことが重要です。

方針

全ての住民が互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生するまちづくり

・「太子町人権尊重のまちづくり条例」及び「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版」に基づき、性別や国籍、社会的身分等にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまち、自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまち、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生活を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします。

誰もが互いに尊重し合い参画するまちづくり

・「太子町男女共同参画推進条例」及び「第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版」に基づき、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとられない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画するまちをめざします。

1 | 人権尊重のまちづくりを進めます



施策（行政が行うこと）

● 人権教育、人権啓発の推進

・学校、家庭、地域等あらゆる場を通して人権教育、人権啓発を行い、住民や事業者、関係団体等と連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

● 人権情報の収集と提供機能の充実

・人権問題は多様化・複雑化・複合化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

● 相談支援体制の充実

・多様化・複雑化・複合化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

● 人権行政の推進

・全ての行政分野のあらゆる職務にわたって、住民の立場に立った人権行政を遂行し、新たに生じてくる人権問題等の課題に対して、迅速かつ適切に対応します。

● 住民等の主体的活動の支援

・住民の交流・相互理解のための活動を支援するとともに、NPO法人・事業者が職場等で人権教育・啓発を充実させ、人権文化を創造するための支援・連携の強化を図ります。

● 協働の取り組みとネットワークの推進

・人権尊重、人権問題の解決のため、住民・各団体・事業者と行政とが対等な立場で互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
人権啓発活動の実施回数	回	12	継続実施
人権啓発事業への参加者数	人	886	900
人権相談会の定期開催	回	12	継続実施
人権に関する職員研修の実施	回	19	20
相談員向けの研修への参加	回	26	継続実施

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。
・自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。

● 事業者・団体

・人権研修等を実施します。

2 男女共同参画社会を進めます



施策（行政が行うこと）

● 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護等をしながら働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

● 男女共同参画によるまちづくり

- 審議会委員等への女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用等を通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

● 誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備

- 人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

● あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

- あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、被害者に対する継続的な相談体制と保護体制の整備に努めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
審議会等の女性委員の割合	%	28.7	50.0
女性相談支援員の設置	人	1	設置(1人以上)
困難女性支援事業における相談ケース数(累計)	件	7	25

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- 男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。
- 誰もが社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。

● 事業者・団体

- 雇用機会の均等や男女差の是正等、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。
- 男性の家事・育児・介護への参加を促します。



3 住民との協働、地域への愛着心の醸成

現状

昔ながらの地域コミュニティ

- 住民同士が互いに支え合う地域コミュニティが残されており、人とのふれあいを育む地元密着型の行事が行われています。

様々な地域活動団体の活動

- 48の町会・自治会が組織され、レクリエーション活動や自主防災活動等を通じて、地域の交流を図っています。また、様々な地域活動団体が存在し、それぞれが地域課題の解決に取り組んでいます。

歴史・文化資源の保存と活用

- 叡福寺、二子塚古墳等、数多くの指定文化財があり、また、文化財指定がされていないものの貴重な歴史・文化資源があります。これらの歴史・文化資源は、文化財保護法等により適切に保全するとともに、住民への歴史・文化資源に対する意識啓発、地域への愛着心の醸成、対外的な町のPR等に資するよう積極的な活用を図っています。

課題

地域のコミュニティ活動に対する支援

- 住民の町会・自治会離れや高齢化による後継者不足が進み、「地域のことは住民が決める」を考えた基本とした、地域の課題に対して住民自らが解決するための、地域のコミュニティ活動に対する支援を図る必要があります。

協働によるまちづくりを推進するための具体的な対策

- 地域の協力体制をさらに強化し、住民や町会・自治会の持続可能で活力ある協働のまちづくりが必要とされています。今後、協働によるまちづくりを進めるには、行政情報の公開を進めるとともに、積極的な地域課題の共有や議論、また住民等からの要望や問い合わせにも迅速に対応することが重要です。

地域文化に対する愛着心の醸成

- 地域の文化財についての保存や活用を行うことで、住民の、地域文化に対する愛着心の醸成を図る必要があります。

方針

町会・自治会等の活動に対する支援

- 地域での互いの支え合いや地域の課題を解決する活動を行う町会・自治会等の活動に対する支援を図ります。

多様なステークホルダーと連携

- 協働によるまちづくりを推進するため、町会・自治会、ボランティア団体等多様なステークホルダーと連携し、地域のニーズを反映した持続可能な地域社会の実現をめざします。

歴史・文化資源の保存と活用

- 地域に住むことの誇りにつながる、歴史・文化資源についての保存や活用を図ります。

1 住民主体のまちづくりを進めます



施策（行政が行うこと）

● 町会・自治会への加入促進

・コミュニティ活動に対する住民の意識啓発と理解を深めるとともに、町会・自治会への加入促進を図ります。また、町会・自治会の活動を支援します。

● 地域活動団体への相談・支援等

・地域の課題に取り組む団体等の活動に対する相談・支援等を行います。
・様々なまちづくり活動の情報を発信し、地域活動団体同士が連携する機会の充実を図るなど、多様な主体の協働によるまちづくりを推進します。

● まちづくりの担い手の発掘・育成

・生涯学習施設利用者の活動支援や、まちづくりの担い手を支援する取り組みや各種セミナーの開催等を継続的に行い、新たな担い手を発掘・育成することで、多くの住民がまちづくり活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

● まちの将来課題の共有

・住民の声を直接行政に反映させるため、タウンミーティングを開催し、人口推計や公共施設等の老朽化等、まちの将来課題を共有し、住民との協働によるまちづくりを推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
町会・自治会加入率	%	46	50
ボランティア団体数	団体	30	現状維持
タウンミーティング参加者数	人	14	30

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・まちづくりの主役として行政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、ボランティア団体、NPO法人及び町会・自治会等の地域の活動に積極的に参加します。
・タウンミーティングへの参加やアンケート回答等により、行政運営やまちづくりに寄与する意見や提言を示します。

● 事業者・団体

・住民、民間事業者等の多様なステークホルダーの専門性やノウハウの活用による共創と新たな価値の創出につなげ、地域課題の解決に取り組みます。
・町政に関心を持ち、地域コミュニティ等の活動に協力します。



2 歴史・文化の保全と活用を図ります



施策（行政が行うこと）

● 歴史・文化資源の保全と地域への愛着心向上等への活用

・町に存在する数多くの歴史・文化資源の保全を図るとともに、これら資源の調査・整理・研究に取り組み、その活用方法についても検討し、歴史学習や地域振興の拠点として歴史講座開催に対する支援を行うなど、地域への愛着心向上等の活用を図ります。
・国指定史跡二子塚古墳を適切に管理し、魅力を発信するために史跡整備を行い、史跡公園の供用開始をめざします。

● 観光や産業分野との連携を図った観光資源の情報発信や活用

・観光や産業分野との連携を図り、観光資源の情報発信や活用を行い、伝統的な文化や風土を活かした特色あるまちづくりを推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和5(2023)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
竹内街道歴史資料館利用者数	人	3,137*	3,500
大道旧山本家住宅利用者数	人	1,033*	1,100

※令和6(2024)年度は、大規模改修により、長期間休館となっていたため、令和5(2023)年度の実績値としています。

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・歴史・文化資源を利用し、町の歴史・文化を体験します。
・歴史・文化資源の調査・研究を行い、その価値を高めます。
・歴史・文化資源を地域の誇りとして、まちづくりに活用します。

● 事業者・団体

・竹内街道歴史資料館友の会やボランティア団体等は、歴史講座や見学会、展示会等の企画・運営に協力し、歴史・文化資源の理解を深める機会を創出することに努めます。
・各種団体は、竹内街道歴史資料館や町内の旧家資料等未調査・未発見の歴史・文化資源の調査に協力し、文化財保全の仕組みづくりに努めます。
・各種団体は、歴史・文化資源の整備・活用に向けた検討に協力し、自ら活動することに努めます。



3 全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくり（健康・福祉）

1 住民の健康づくりの推進

現状

高齢者の増加、現役世代の減少

・団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22（2040）年には、人口の43.9%が高齢者となることに加え、人口減少に伴い、現役世代（担い手）が急減することが予測されています。

保健・医療に関する住民の関心の高まり

・生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方等、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、新興感染症への対応も求められます。

予防・健康づくりの支援

・予防・健康づくりの推進に幅広く取り組み、健康マイレージ事業等を通じ健康への関心を高めるとともに、診査、教育・相談・訪問や予防接種等の事業により、総合的にきめ細やかな予防・健康づくりの支援を実施しています。

国民健康保険の運営体制の改定

・国民健康保険は、被用者保険の適用拡大や少子高齢化の進展による影響を受け、被保険者数は減少傾向が続いています。今後、更なる高齢化により医療費の増加が見込まれる中、安定化を図るため、平成30（2018）年4月から都道府県が市町村とともに運営を担うこととなりました。大阪府では平成30年度から取り組みを進め、令和6（2024）年度から保険料水準の統一が行われています。

課題

予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくり

・これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった予防・健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。

周辺市町村との広域的な医療連携

・高齢化に伴い在宅医療の充実が求められるとともに、町の医療体制の充実を図るためには、周辺市町村との広域的な医療連携も必要になります。

方針

予防・健康づくりの推進

・住民の予防・健康づくりへの関心を高めるとともに、予防・健康づくりや食育を推進します。

周辺市町村と連携した地域医療や保健事業の充実

・周辺市町村と連携した地域医療や保健事業を充実し、健康で笑顔あふれるまちづくりを推進します。

健康づくり自主組織活動の支援や育成

・保健センターが住民にとっての健康拠点として、誰にでも利用しやすいように住民との接点をつくり、健康づくり自主組織活動の支援や育成を行います。

1 健康づくり・食育を進めます



施策（行政が行うこと）

● 予防・健康づくりの基本となる取り組み

・各種健康診査の実施や、予防接種への助成、健康に関する相談や教育等、住民の予防・健康づくりの基本となる取り組みを、地域の医療機関や医師会等と連携して実施します。

● 健康増進のための啓発及び社会環境の整備

・住民の予防・健康づくりをさらに進めるために、身近な自然を活かした心身の健康増進のための啓発活動や社会環境の整備を実施します。

● 健康マイレージ事業（たいしくんスマイル）の推進

・予防・健康づくりに取り組むことで、スマイル（ポイント）を獲得し、応募すると健康関連グッズや地域の特産品等が抽選で当たる健康マイレージ事業（たいしくんスマイル）を推進し、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ように、健康意識の更なる向上を図ります。
・様々な機関や各種イベントとの連携を図りながら、より一層、住民が参加しやすい取り組みを進めます。

● 子育て支援を通じた大人の意識改善

・小中学校における食・生活リズムの乱れが指摘されることから、子育て支援を通じた大人への意識改善、家族・家庭の健康づくりを支援します。

● 予防・健康づくりと食育の総合的かつ計画的な推進

・太子町健康づくり推進条例に基づき、更なる健康づくりへの取り組み体制の強化を図りながら、予防・健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度 実績値	令和12(2030)年度 目標値
がん検診受診率	%	16.9	50.0
MR2 期予防接種率	%	84.1	90.0
健康に関する講習会開催数	回	78	85
生活習慣を改善する意欲のある人の割合	%	20.2	現状よりも増加
健康マイレージ参加者数	人	1,078	1,200
30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施している人の割合	%	45.3	現状よりも増加

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・予防・健康の大切さを認識し、積極的に予防・健康づくりに取り組みます。
・自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

● 事業者・団体

・事業主や医療保険者ごとの健康診査を実施するとともに、健康に関する情報提供や啓発に取り組みます。

2 地域医療の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 地域医療の充実

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の定着をさらに進め、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう医療機関との連携を図りながら地域医療の充実に努めます。

● 関係機関との連携

- ・二次医療圏内の医療機関や近隣市町村等の協力・連携のもと、多様な医療サービスが受けられる環境整備に取り組むとともに、休日診療・小児急病診療等の緊急医療体制の充実に取り組みます。

● 保健指導へつなげる仕組みの構築

- ・健康診査を受診後、将来に生活習慣病を発症する可能性の高い「生活習慣病予備群」、様々な疾病につながる可能性の高い「フレイル状態」を対象に、医療機関を通じて「イエローカード（警告書）」を渡してもらうことで、保健指導へつなげてもらう仕組みをつくります。

● 生活習慣病を発症している人への保健指導

- ・生活習慣病を発症している人への重症化予防対策として、確実な医療機関への受診勧奨や、保健指導を行います。

● 受診後も治療が中断しないための疾病管理

- ・疾病管理が必要な人に対しては、リーフレットや医療機関への紹介状を同封、あるいは医療専門職による面接で受診勧奨を行い、受診後も治療が中断しないよう疾病管理を行います。

● 感染予防・感染拡大防止対策の実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新興感染症発生・まん延時に対応した感染予防・感染拡大防止対策に取り組みます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度実績値
保健指導回数	回	44	50
がん検診精検受診率	%	92.6	100.0
1人当たりの医療費（国民健康保険被保険者）	円	434,219	434,219 以下

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・日ごろから健康管理に努めます。
- ・一人ひとりがかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。
- ・住民自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

● 事業者・団体

- ・地域の医療機関は、様々な病床機能を有する病院等との連携に努めます。

3 保険制度の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 保健事業の充実

- ・持続可能で安定的な国民健康保険制度の運営をめざし、引き続き国や大阪府に対して働きかけ、さらに、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、被保険者の健康保持・増進を図る保健事業の充実に取り組みます。

● 「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価

- ・医療費の適正化を図るために、レセプト等の電子化で得られた健康や医療に関する情報を有効に活用するとともに課題の分析を行い、P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画「データヘルス計画」に基づく事業の展開、実施及び評価を行います。

● 重症化予防の対策

- ・医療費が高額となる循環器疾患と内分泌疾患の重症化予防としては、その基礎疾患である高血圧症や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
特定健康診査受診率（国民健康保険被保険者）	%	38.8	60.0
特定保健指導実施率（国民健康保険被保険者）	%	50.8	60.0
後期高齢者医療健康診査受診率	%	29.8	26.9*
後期高齢者医療歯科健康診査受診率	%	8.7	16.7*

※目標値は、令和11（2029）年度の大阪府全体の目標値です。

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民、事業者・団体

- ・健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。
- ・特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。



2 | 地域福祉の充実

現状

少子高齢化等の進行

・少子高齢化が進行するとともに、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。また、若年層・壮年層の就労形態が変化し、ライフスタイルも多様化しています。

障がい種別ごとの手帳所持者数の変化

・身体障がい者手帳所持者は減少傾向で推移していますが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

家族構成と地域交流の変化

・近年、ひとり親家庭（父子・母子世帯）は増加で推移しています。また、若年層ほど普段から近所や地域との付き合いをしている人の割合が低い傾向にあります。

課題

共助や公助による福祉サービスやセーフティネットの整備

・地域住民の助け合い（共助）と行政による支援（公助）を組み合わせ、誰もが安心して暮らせる福祉サービスやセーフティネットを整備していく必要があります。

互助に基づく地域や近所での住民活動の促進

・少子高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化により、地域や近所での住民同士の支え合い（互助）を担う人材が減少しています。地域包括ケアの推進や孤立防止の観点からも、住民主体の活動を促進し、世代や属性を超えたつながりを再構築していく必要があります。

複合化・多様化する生活課題への相談支援体制の充実

・少子高齢化や家族形態の変化、地域とのつながりの希薄化等により、生活課題が複雑かつ多様化しています。こうした課題に対応するためには、関係機関が連携し世代や属性を問わず相談を受け止める支援体制の充実が必要です。

新たな人材の育成

・少子高齢化や人口減少が進行する中、地域社会を支える人材の確保と育成が喫緊の課題となっています。今後は、地域課題の解決に主体的に関わる人材を発掘・育成するとともに、学びと実践の機会を提供し、世代や分野を超えて活躍できる仕組みの構築が必要です。

方針

福祉意識の向上と地域コミュニティの活性化

・福祉への意識を高め、互助に基づく地域での住民活動を促進するため、地域コミュニティの活性化を図ります。地域住民が主体となっていく活動を支援するために、地域活動の場を提供し、住民同士の交流を図り、地域とのつながりを深める機会を増やします。

相談体制の更なる充実

・地域内での情報共有を促進し、住民が気軽に相談できる環境を整えます。また、多様なニーズに応じた支援を行えるよう、相談体制の更なる充実に取り組みます。

1 | 地域福祉体制の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 福祉資源やサービスに関する情報の提供、福祉意識の啓発

・住民が適切なサービスにアクセスできるよう、広報紙及びホームページ等を活用し、地域の福祉資源やサービスに関する情報の提供や福祉意識の啓発に取り組みます。

● 援護を必要とする世帯（生活困窮世帯を含む）の把握と相談体制の充実

・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉団体等とコミュニティーソーシャルワーカーが連携を密に行い、生活困窮世帯を含む援護を必要とする世帯的確な把握と相談体制の充実を図ります。

● 社会参加促進と地域交流の活性化

・地域でのつながりを深め、孤立を防ぐための交流の場を拡充します。高齢者交流サロン等の活動を活性化させ、多様な世代との交流を促進することで、地域福祉の向上を図ります。

● 地域福祉の更なる充実

・虐待防止や権利擁護、自殺防止に関する相談、平常時の見守り登録台帳・避難行動要支援者名簿の整備等、地域福祉の更なる充実を図ります。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)の配置	人	1	3
世代間交流活動参加者数	人	1,101	1,500
SASAE 愛太子開催回数	回	3	6
総合福祉センター利用者数	万人	1.2	1.8
自殺者数	人	1	0

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・日常の近所付き合いや見守り活動を通して、支援が必要な人の状況を把握し、必要な支援につなげます。
・地域の一員として自らが持つ知識や経験を活用し、地域での活動を積極的に行います。

● 事業者・団体

・福祉関係事業者や各種団体は、地域住民のニーズに応じたサービスの提供や支援を行います。
・住民や団体・事業者間で情報を共有し、ネットワークを構築することで、互いのニーズを把握し、協力関係を築きます。



2 高齢者福祉の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 地域包括ケアシステムの深化・推進

・高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくりや自立支援、介護予防・重度化防止の取り組み、生活支援体制整備や在宅医療・介護連携、介護を支える人的基盤等の強化等、地域包括ケアシステムの深化に取り組みます。

● 高齢者の認知症への取り組みと権利擁護の推進

・高齢者の尊厳や権利が守られるよう、「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえて、当事者やその家族に対する支援・社会参加支援体制の充実を図り、認知症の早期発見や権利擁護に関する取り組みを推進します。

● 高齢者が安心・安全に暮らせる体制の整備

・地域における高齢者の見守り体制や生活困窮者への支援、住まいの確保、外出支援等の充実を図ります。また、災害時の支援体制の整備や感染症対策等、安心・安全に暮らせる体制の整備を推進します。

● 介護サービスの適切な普及と質の向上

・高齢者が要介護状態になっても自分の意志で自分らしく生活を送れるよう、高齢者の介護サービスのニーズの把握に努め、安心して必要なサービスを利用できるよう、介護給付の適正化を図り、介護サービス基盤の計画的な整備に努めます。

● 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

・高齢者が生きがいを持って暮らせる地域をめざし、居場所づくり、生涯学習、世代間交流の促進やボランティア活動への支援等、高齢者が社会参加しやすい環境の整備に努めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
健康寿命	歳	男性:80.7 女性:85.0 (令和4年)	現状よりも増加 (男女とも)
介護予防普及事業の参加者数	人	608	740
要支援・要介護者認定率	%	18.3	21.0
認知症サポーター養成講座受講者数 (平成18年度からの累積数)	人	2,680	3,000
通いの場への参加率	%	11.4	15
安心太子見守りネットワーク事業登録者数	人	74	100
元気ぐんぐんトレーニング活動支援の グループ数	グループ	24	27
高齢者交流サロン数	箇所	11	13

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・行政と連携し、見守り活動や援助活動を行い、高齢者の自立生活を支援します。
・地域の行事やイベントに参加し、人との交流を積極的に行います。

● 事業者・団体

・高齢者が長年培ってきた知識や経験を活用して社会参加できるよう、生きがいがづくりの場の提供に努めます。

3 障がい者福祉の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 障がいや障がいのある人への理解を促進する広報・啓発

・障がいや障がいのある人への理解を促進する情報や活動について、広報・啓発に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の構築に努めます。

● 障がいのある人が相談しやすい体制整備

・障がいのある人の多様なニーズに対応するため、地域自立支援協議会や保健・医療・福祉の関係機関との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援の充実等、障がいのある人が相談しやすい体制の充実を図ります。

● 障がいのある人と地域住民との交流の促進

・障がいのある人と地域住民との交流の場、レクリエーション活動の充実・拡大を図るとともに、各種イベントの開催により、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。

● 成年後見制度の利用促進

・障がい者の高齢化や親亡き後の課題に対応するため、成年後見制度の周知をはじめ、権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

● バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりの推進

・障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいよう施設整備を進め、バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
障がいや障がいのある人への理解を促進する情報・活動の情報発信数（広報等）	件	34	40
相談支援事業所における相談支援の述べ人数	人	1,813	2,000
成年後見制度利用支援件数	件	0	5

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・障がいへの理解を深め、共に支え合うという意識を持ち、共生社会の実現に努めます。

● 事業者・団体

・障がい者雇用についての理解を深め、就労機会の拡充に努めます。



4 地域経済・産業を高める活力溢れるまちづくり（経済・産業）

1 地域経済を支える産業の振興

現状

農家戸数や耕地面積の減少、耕作放棄地の増加

・農業では農家戸数や耕地面積の減少、農家の高齢化とともに、耕作放棄地も増えています。

製造品出荷額の漸減、年間商品販売額の増加

・製造品出荷額は平成26（2014）年以降、漸減傾向にあります。年間商品販売額は、平成30（2018）年の大型商業施設の開業により大きく増加しています。

課題

農業の担い手の育成、耕作放棄地の解決

・農業の衰退は、新鮮で安全な農産物が減少するだけでなく、土地の荒廃等も招きます。そのため農業の担い手を育成するとともに、耕作放棄地の解決に向けた取り組みの実施が緊急の課題となっています。

商工業の活性化

・地域の振興には商工業の活性化が不可欠であり、行政と地域との連携が重要となります。特に、商工業者の次世代リーダー育成と若い力による活力増強への期待は大きく、商業については消費者の要望を把握した商業機能の充実を、また、工業については既存企業の強化を図るとともに企業誘致に取り組むなど、創意工夫を重ねた産業の振興を図る必要があります。

方針

農業の活性化に向けた取り組みの推進

・地域計画に基づく農業の担い手の確保・農地の利用集積のほか、農空間の保全等、農業の活性化に向けた取り組みを進めます。

商工業の活性化に向けた取り組みの推進

・地域産業の活性化を図るとともに、新たな地域産業の創出や企業誘致、起業・創業に向けた取り組みを促進します。
・「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」による新規産業の誘致を進めます。



1 都市農業の振興を図ります



施策（行政が行うこと）

● 農業の担い手の育成、耕作放棄地への対策、新規就農者の増加・確保

・農地中間管理機構の活用による遊休農地のあっせんや、農地の貸借等の促進を図り、新規の貸借件数等を増やすことで、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、また、新規就農者の増加・確保に努め、地域計画の実現に取り組んでいきます。

● 生産を支える基盤整備の支援

・農業施設整備に係る材料支給や農道・水路への補修事業のほか、農地・水路・農道等の地域資源を適切に保全管理するために、農業者等が地域共同で行う活動を支援します。
・スマート農業や省力化技術導入により、効率的な農作業の取り組みを推進します。

● 特産フルーツを活かした地域活性化

・南河内フルーツロードを軸とした沿道市町村と連携しながら特産フルーツの魅力を発信し、南河内フルーツの認知度の向上をめざします。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
遊休農地利用者数	人	64	74
農地の貸借等の面積	ha	19	26
新規スマート農業や省力化技術導入件数 (累計 大阪版認定農業者支援事業活用件数)	件	4	10

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

・遊休農地を活用した取り組みを検討し農業にふれあいます。
・地域の野菜等の農業特産品を積極的に消費します。

● 事業者・団体

・新鮮で安心・安全な農産物の生産・供給及びその販路拡大を図るとともに、地産地消を進めます。



2 商工業の活性化を図ります



施策（行政が行うこと）

● 地元産業の育成・強化

- 地域の生活利便性を高めるため、商業等の起業・創業の促進を図るとともに、商工会と連携し、既存商店等の町内事業者への支援や地域特性を活かした競争力のある商品の開発等、地元産業の育成及び強化に取り組みます。

● 住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化

- 商工業については、府道美原太子線・町道太子西条線沿線や太子インターチェンジ周辺等広域交通条件のよい地区等を軸として、住民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図ります。

● 新たな産業の誘致

- 活力あるまちづくりや就労機会の拡大をめざし、地域の実情や意向を踏まえた土地利用の実現に向け、産業誘致を推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
事業所数	事業所	388	400
従業員数	人	3,006	3,000

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- 町内での消費に努めます。

● 事業者・団体

- 事業者は、外部環境の変化に応じて、新製品の開発を図るなど、店舗や製品等の魅力向上に努め、競争力強化をめざします。
- 住民生活に密着した店舗づくり、地域資源を活用したものづくりに努めます。



2 | まちの魅力を活かした交流の推進

現状

多様な観光資源

- 豊かな自然と歴史ある竹内街道や聖徳太子にまつわる数多くの文化財等のほか、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、太子温泉、太子カントリー倶楽部、上の太子観光みかん園等多様な観光資源を有しています。

道の駅の利用者数の増加等

- 主要な観光施設である道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の利用者数は、近年、増加傾向となっています。
- 竹内街道交流館の利用者数は、令和3（2021）年度以降はやや減少傾向にあります。
- 竹内街道歴史資料館の利用者数は、令和3（2021）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

課題

自然資源、歴史・文化資源を活用した交流の継続

- 「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」や「マルシェdeたいし」等、住民主体によるイベントの開催により、町の自然資源、歴史・文化資源を活かした魅力あるまちづくりとまちの活性化の継続を図る必要があります。

知名度の向上への取り組み

- 町を広くアピールして知名度の向上を図るとともに、多くの来訪者が周遊するための情報発信を行う必要があります。

方針

住民との協働による観光の振興

- 観光資源を再確認し、新たな魅力の創造等、住民との協働による観光の振興を図ります。

自然資源、歴史・文化資源を活かした魅力発信

- 聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道等の歴史・文化資源、二上山、唐川ホテル等の自然資源を活用し、その魅力発信に努めます。また、観光やまちおこしに寄与する各種民間施設と連携し、にぎわいを感じることでできるまちづくりに努めます。



1 まちの魅力発信を行います



施策（行政が行うこと）

● 地域が一体となったまちの活性化

- ・住民主体で実施されている「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」、「マルシェdeたいし」や観光ボランティアガイドの活動等、太子町観光協会との連携を通して、地域が一体となったまちの活性化を進めます。

● 特産品のPR、販売強化

- ・町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のPR、販売力強化を図ります。

● 南河内全体の観光PRの充実

- ・より広域的な観光交流を図るため周辺市町村と連携し、南河内全体の観光PRの充実に引き続き取り組みます。

● 竹内街道の活用

- ・府県を越えた沿道自治体と連携し、日本遺産に認定された竹内街道とその周辺の魅力発信について、引き続き取り組みます。

● タウンプロモーション

- ・知名度の向上や移住の動機づけにつながるように、町の魅力を発信し、効果的なプロモーションを展開します。



「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
イベント（聖燈会・灯路祭り）による集客者数（町内外を含む）	万人	1.2	1.2
マルシェ de たいし出店数	店	109	120
道の駅年間売上額	億円	1.0	1.4 (2.2)
道の駅年間レジ通過数	万人	7.9	14.3 (22.4)
観光ボランティアガイド利用者数	人	71	100
ふるさと納税返礼品登録数（5年間）	件	104	125

※（ ）内は、道の駅機能強化後の目標値

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・様々なイベント活動への参加や特産品の開発への協力を通して、町の魅力を広くPRします。

● 事業者・団体

- ・各種団体及び観光協会は、町の特徴を幅広く情報発信できるように連携をより強固にして、各種事業に取り組みます。



3 | 就労の支援

現状

就職困難者等の職業安定、雇用の促進

- ・求人、求職をはじめとする各種就労情報の提供や職業能力開発講座を行っています。

課題

多様化する相談等への的確な対応

- ・これまでも住民にわかりやすい相談体制の充実を図ってきましたが、多様化する相談等への的確に対応することが必要となっています。

地域雇用の拡大

- ・少子・高齢化の進展により、労働人口の減少とともに、非正規雇用や短期間雇用等の不安定就労が社会的な問題となっています。地域経済の活力を維持していくためにも、若年層の町外流出を食い止め、定着を図ることが重要であり、企業の誘致に取り組むなど、雇用の拡大を図る必要があります。

方針

雇用環境の整備

- ・近隣市町村や事業者とも連携し、地域の雇用環境の整備を進めます。

能力開発や雇用情報の提供、相談体制の拡充

- ・関係機関との連携により、能力開発や雇用情報の提供及び相談体制の拡充に取り組みます。

1 就労支援の推進を図ります



施策（行政が行うこと）

● 能力開発の支援

- ・求職者を就労へ結びつけるために、各種講座の開催等を通じて求職者のスキルアップを図り、能力開発の支援を行います。

● 就職や雇用に関して相談できる体制の充実

- ・就職困難者（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高齢者等の中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない者）を対象に、町役場に設置されている「地域就労支援センター」において、就労支援コーディネーターにより、気軽に就職や雇用に関して相談できる体制の充実を図ります。

【施策】に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
就労促進事業等の参加者数	人	4	10
若年就業者（15～39歳）の町内就業比率（国勢調査）	%	16.8 (令和2年)	20.0 (令和12年)

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・就労を実現するために、資格取得等の能力向上に努めます。

● 事業者・団体

- ・誰もが働きやすい環境整備のため、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や子育て支援等多様な就労形態の実現に努めます。



5 誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくり（生活環境・生活基盤）

1 地域環境の保全・向上

現状

貴重な里山の存在

・大阪府内では貴重な里山の自然が残され、身近に感じられる暮らしが息づいており、自然を保全する活動も行われています。一方で、そのような自然が失われていることも住民意識調査では指摘されています。

ごみ排出量の減少

・これまでごみの発生抑制に継続的に取り組んでおり、その成果はごみ排出量の経年的減少となって現れています。

公共施設の美化活動

・町が管理する道路・公園・河川等について、住民参加による定期的な清掃活動を行うアドプト・プログラムに取り組んでいます。

課題

よりよい環境の創造に向けたまちづくり

・良好な環境の重要性を町の貴重な財産として住民が共有・認識し、次世代に引き継ぐことが私たちの責務であり、持続可能な社会を構築していく必要があります。そのためには、私たちの暮らしを見つめ直し、よりよい環境の創造に向けたまちづくりを行うことが重要です。

環境への負荷の低減に向けた取り組み

・地域での活動が地球規模の環境問題の解決にもつなげることを認識し、循環型社会の実現に向け、環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うことが必要です。

方針

住民との協働による環境の保全や活用

・身近にある自然の大切さを住民全体が共有し、住民との協働による環境の保全や活用の取り組みを進めます。

ごみの減量やリサイクルについての啓発

・環境問題への関心を高める取り組みとして、ごみの減量やリサイクルについての啓発を進めます。

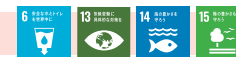
地球温暖化対策の推進

・令和4（2022）年度に策定した「太子町脱炭素ロードマップ」に基づき、温室効果ガス排出量削減目標の達成をめざし、住民・事業者の更なる省エネ行動の定着に向けて情報提供や普及啓発活動に取り組めます。

美しいまちづくりに向けた取り組みの強化

・町が管理する道路・公園・河川等について、美しいまちを維持するため、住民参加による美化活動の取り組みを持続的に推進します。

1 協働により環境の保全を図ります



施策（行政が行うこと）

● 住民との協働による良好な環境づくり

- ・二上山、金剛生駒紀泉国定公園等では、森林や緑化空間の自然環境の保全をめざし、森林浴や散策等緑の自然を体感しながら清掃を行う「山の日 山地美化キャンペーン」等を実施し、住民との協働による良好な環境づくりを進めます。
- ・道路・公園・河川の安全性や快適さの向上を図るため、「太子町アドプト活動プログラム」の周知・啓発を行い、住民との協働による公共施設の美化活動を推進します。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
山の日 山地美化キャンペーン参加者数	人	172	180
太子町アドプト活動プログラム参加団体数	団体	4	6

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・身近な自然環境に親しむとともに、自然環境保全活動に参加します。
- ・快適で美しいまちづくりを実現するために、道路・公園・河川等の美化活動に参加します。

● 事業者・団体

- ・地域活動に組織として参加します。



2 資源循環型社会の実現を進めます



施策（行政が行うこと）

● ごみの発生抑制と再資源化

- ・今後も大量生産・大量消費生活に対する反省と環境への負荷の少ない生活への見直しを図るため、ごみの発生抑制とともに、再資源化に取り組みます。

● 電気自動車の普及促進、エコドライブの推進等による脱炭素化の推進

- ・町内の各家庭及び事業所での電気自動車の普及促進や、エコドライブ推進等のための啓発を行います。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
ごみ排出量	t	3,238	2,800
廃油回収量	L	令和7年から事業開始	120

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出のないよう組織的に取り組みます。
- ・資源ごみの分別に取り組み、資源の循環向上に努めます。
- ・自動車利用から、バスや自転車等の利用を心がけます。
- ・省エネ行動に取り組みます。

● 事業者・団体

- ・店舗・事業所の責任を認識し、ごみを適正に処理します。
- ・省エネ行動に取り組みます。



2 | まちの安全性・快適性の向上

現状

災害への対応

- ・近年、自然災害の頻発化・激甚化が見られ、避難所の生活環境改善、災害発生時での相互応援体制の整備、災害協定の締結、住民の防災意識の向上、自主防災組織の活動促進等に努めています。

景観の向上と住環境の整備

- ・地区計画等の各種制度を活用し、景観の向上と住環境の整備に努めています。

地域公共交通の再編

- ・令和5（2023）年12月、基幹的な地域公共交通を担ってきた路線バスの事業廃止に伴い、地域公共交通の再編を行いました。

転入の減少、転出の増加

- ・人口減少の要因の一つに、転入の減少、転出の増加があげられます。

下水道施設の老朽化への対応

- ・下水道管路施設及びマンホールポンプ施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を順次進めています。

課題

災害対策体制の整備

- ・大規模災害への対応として、更なる備蓄品の整備や組織体制のあり方の見直しを行い、消防団の活動を充実化するなど、今後も安全で安心できるまちづくりが必要です。

生活基盤の確保、住環境の整備

- ・人口減少の動向を踏まえながら、地域の活性化につながる土地利用を進め、安全で安心できる生活基盤の確保や快適な住環境の整備を進める必要があります。

地域に合った公共交通体制の構築

- ・今後も将来にわたり持続可能な地域公共交通をめざし、行政、住民、交通事業者等関係者との協働で、地域に合った公共交通体制を構築していく必要があります。

誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくり

- ・移住・定住の促進を図り、誰もが住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進める必要があります。

下水道事業経営基盤の強化

- ・人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要や物価上昇の影響による維持管理費の増大が見込まれます。

方針

更なる防災力の強化

- ・「自助」「共助」「公助」の連携による防災の取り組みを進めるとともに、大阪南消防組合及び太子町消防団との連携による更なる防災力の強化を図り、安心・安全を確保します。また、災害の発生に備え、備蓄品の整備や組織体制の確立を図ります。

快適な生活環境の向上

- ・快適な生活環境の向上を図るため、景観の向上や公共下水道の整備、生活基盤となる道路交通体系の充実を図ります。

持続可能な公共交通の推進

- ・誰もが自由に移動でき、日常の暮らしを支える地域公共交通をめざし、持続性向上に向けた取り組みを進めます。

移住・定住施策の展開

- ・子育て、教育、福祉、雇用等の分野と連携し、良好な住環境、生活環境を整備するとともに、具体的な移住・定住施策を展開します。

下水道事業の持続的かつ安定的なサービス提供

- ・下水道施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、経費回収率向上の取り組みを行うこと等により経営の健全化を図っていきます。



1 安心・安全を確保します



施策（行政が行うこと）

● 公共施設の適正な維持管理と耐震化、民間建築物の耐震化促進

- ・公共施設のあり方を検討するとともに、施設の更新時期を見据え、適正な維持管理に努めます。
- ・民間の建築物についても、耐震診断等への補助を通じて、耐震化促進に取り組みます。

● 防災組織体制の確立

- ・自主防災組織等とも連携し、防災資機材の整備と減災への取り組みを進めます。
- ・大阪南消防組合の活動を軸に、火災や救急等の消防体制の一層の強化を進めます。
- ・防災力向上に努め、災害の発生に備え、常備消防や消防団との連携を強化します。
- ・避難所における生活環境改善の観点から備蓄品の計画的な整備を進めます。
- ・災害対応業務を含め組織体制の確立に努めます。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定等を進めます。

● 防犯面の対策や交通事故防止対策の推進

- ・防犯灯や防犯カメラの設置・更新等により防犯面の対策をさらに進めます。
- ・交通事故をなくす運動、警察による取り締まりや交通安全教育の推進等により、交通事故防止対策を進めます。

● 歩行者の安全対策の推進

- ・交通量が多い路線や通学路指定された幹線道路については、大阪府の協力のもと、歩道設置等歩行者の安全対策を進めます。

● 特殊詐欺対策の推進

- ・高齢者を中心に特殊詐欺による被害が拡大しており、特殊詐欺に関する対策を進めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
耐震補助のべ件数	件	59	92
住民参加型の防災訓練実施回数	回	4	4
自主防災組織数	団体	47	47
防災協定締結数（累計）	件	39	46
犯罪発生件数	件	56	45
交通事故発生件数	件	24	22
火災発生件数	件	4	3
救急出場件数	件	798	795
防犯カメラ設置台数（累計）	台	90	93
カーブミラー更新箇所（累計）	箇所	20	140
詐欺被害件数	件	5	5

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・町と連携し、防犯委員会の活動、防犯パトロールや自主防災組織等に参加し、自分たちの安全は自分たちで守ることに努めます。
- ・自動車・自転車の運転時や歩行時等、交通ルールを守り交通マナーの向上に努めます。

● 事業者・団体

- ・事業者や団体は組織の安全の確保に努めるとともに、地域の防災・防犯活動にも協力します。



2 景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます



施策（行政が行うこと）

● 快適な住環境整備の推進

- ・地区計画等の各種制度を活用し、住民との協働により、歴史・文化資源等を活かしながら景観まちづくりを進めるとともに、快適な住環境整備の推進に努めます。

● 適正な空家管理

- ・「太子町空家等対策計画」に基づき空家の増加を防ぐなど、適正な空家管理を行います。

● 効率的で持続可能な下水道事業の運営

- ・管渠等の整備や維持管理に努めます。
- ・中長期的な視点をもって、個別処理が効果的な区域については合併処理浄化槽を導入するなど、効率的で持続可能な事業の運営を行います。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
景観計画・地区計画区域数	地区	6	8
空家確知率	%	100.0	100.0
空家バンク関連補助金利用件数(累計)	件	6	42
下水道事業経費回収率	%	81.9	85.8

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・建築物を建築する場合には、周囲の景観に調和した建物となるよう配慮します。

● 事業者・団体

- ・大規模な開発を行う場合には、周辺環境への配慮に努め、町や関係機関との協議・調整を行います。



3 道路・交通体系の充実を図ります



施策（行政が行うこと）

● 生活道路の適正な維持管理と新たな整備

- ・生活道路について、点検や修繕等を行い、適正な維持管理に努めます。
- ・新たな土地利用計画に伴う地区の骨格となる道路整備を行います。

● 公共交通の利便性・効率性の向上

- ・誰もが自由に移動できる手段として、将来にわたり公共交通のサービスを提供し続けるため、先進技術の活用等も研究し、利便性向上と更なる利用促進を図ります。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
町道改良率	%	99.6	100.0
たいしのってこバスの利用者数	人/日	180	210
たいしのってこバスの交通系ICカードの利用率	%	0	30

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・地域公共交通を利用します。
- ・生活道路の日常清掃等、快適な道路環境づくりに協力します。

● 事業者・団体

- ・生活道路の日常清掃等、快適な道路環境づくりに協力します。



4 移住・定住を促進します



施策（行政が行うこと）

● 関係人口・交流人口の創出

- ・町外在住者が、多様なかたちで町とつながる機会を創出し、継続的なつながりを持ち続ける関係人口・交流人口を増やす取り組みを検討します。

● 移住・定住促進施策の実施

- ・町の魅力を発信し、若年層の移住や定住を促進するため、様々な支援による移住・定住促進に向けた取り組みを進めます。

● 住環境の確保

- ・町での暮らしを希望する人向けに、空家バンクと連携するなど、住環境の確保に取り組みます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
結婚新生活支援事業の採択者数	件	0	5
三世代同居・近居支援事業補助金の採択者数	件	11	20
空家バンク登録数	件	2	17
転入者数（5か年の合計値）	人	1,965 (令和2年度～令和6年度)	2,100 (令和7年度～令和11年度)

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・空家等があれば、空家バンクに登録します。
- ・自然や歴史・文化等、町の良いところを、次世代に伝えていきます。

● 事業者・団体

- ・地域の人材を積極的に雇用します。
- ・テレワークやワーケーション、デュアルライフ（2拠点居住）等、働き方やワーク・ライフ・バランスの多様化を検討します。



6 持続可能なまちづくりを支える行財政運営（行財政運営）

1 効果的・効率的な行政経営

現状

持続可能な行財政運営の取り組み

- ・長年にわたり、限りある財源と人員を効果的に活用する「選択と集中」の考え方にに基づき、重点政策への資源の集中に取り組んできました。

町を取り巻く環境の変化

- ・少子・高齢化を背景とした社会保障費の増加や、生産年齢人口減少、景気の低迷による税収の減少等、町を取り巻く環境は急速に変化しています。

課題

健全な財政運営に向けての取り組み

- ・税収の減少による自主財源比率の低下や、経常収支比率の高止まり等、財政環境は楽観視できない状況にあります。今後も業務の効率化、公共施設等の計画的な維持管理や、安定した財政基盤の確立等、健全な財政運営に向けての取り組みが必要です。

行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題の増加

- ・行政需要はますます多様化・複雑化しており、町単独で取り組むことが困難となる課題が増加しています。また、行政区域を超えた圏域全体で取り組むべき課題も増加していくことが予測されます。

効果的な情報発信と、住民ニーズに対応した効果的・効率的な行政サービスの提供

- ・住民のニーズの変化に対応し、ホームページやSNSを活用した、効果的な情報発信についても充実を図る必要があります。また、限られた職員数で、多様な住民のニーズに対応するためには、DXや広域連携等により、行政サービスの質の向上と効率化が必要です。

方針

健全な財政運営の推進

- ・安定した財政基盤の確立と、健全な財政運営に向けての取り組みを継続します。

適正な公共施設の配置と管理運営の推進

- ・施設の適正配置や維持管理方法を検討し、施設維持に係る財政負担の軽減と、管理運営の効率化を図ります。

情報発信の強化

- ・行政情報をわかりやすく、また、住民が必要とする情報を素早く簡単に入手できる環境整備に努めます。

広域的な行政サービスの向上

- ・将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、人材、財源、施設等の限られた資源を地域として効果的かつ効率的に活用する観点から、周辺自治体との連携を強化し、広域的な行政サービスの向上を図ります。

デジタル技術の活用の推進

- ・効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図るため、積極的にデジタル技術の活用を推進します。

1 健全な行財政運営と公共施設の適正化を進めます

12

∞

施策（行政が行うこと）

●「選択と集中」による効果的な事業投資

- ・事務事業評価における事業の効果検証を今後も継続し、住民サービスの維持・向上に努めながら、行政課題の解決に向け、引き続き「選択と集中」による効果的な事業投資を行うことで、健全な財政運営を図ります。

●自主財源の確保と特定財源の活用

- ・新たな産業の誘致による税収の増加や、ふるさと納税の寄付額増加等、自主財源の確保に取り組めます。
- ・事業実施においては、特定目的基金の効果的な活用を図るとともに、国費や地方債等の有効な財源を得るなど、財源意識を持った事業展開を基本とすることで、限られた財源で継続して質の高い行政サービスの提供に取り組めます。

●公共施設の管理・運営の最適化

- ・公共施設の老朽化や、住民ニーズの多様化に対応するため、施設の長寿命化や集約化等、再編も含めた公共施設の管理運営方針を検討し、限られた資源の中で住民生活に必要な行政サービスを提供できるよう、適切なマネジメントにより公共施設の管理運営の最適化を図ります。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
経常収支比率	%	94.0	90.0以下
実質公債費比率	%	4.2	10.0以下

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

●住民、事業者・団体

- ・町の財政状況及び行財政運営の取り組みを把握し理解します。



2 広域連携と公民連携による効率的な行政運営を進めます



施策（行政が行うこと）

● 近隣市町村との連携と柔軟な体制づくり

- ・人口減少等に対応し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、今後更なる発展・成長をめざすため、将来のあり方等について幅広い検討・議論を深めます。
- ・近隣市町村と広域的な視点で連携し、専門性の確保や事務の共通・共同化による住民サービスの向上に努めるとともに、直面する課題の解決に向け、地域の実情や対応すべき課題に応じた柔軟な体制づくりに努めます。

● 民間事業者等との連携の推進

- ・町が抱える地域課題の解決をはじめ、行政サービスの充実、地域活性化、行政コストの抑制等、持続可能なまちづくり体制の構築のため、民間事業者等が持つ技術・ノウハウを活用し、連携した取り組みを進めます。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
包括連携協定締結件数（5年間累計）	件	14	20

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民、事業者・団体

- ・広域行政サービスに対する理解を深めます。



3 デジタル技術の活用を進めます



施策（行政が行うこと）

● 利便性の高い行政サービスの提供

- ・住民の多様なニーズに対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、利便性や満足度の向上につながるサービスの提供をめざし、行政サービスのデジタル化に取り組みます。
- ・手続きのオンライン化を進め、デジタル技術の活用を前提とした業務プロセスの見直しを併せて検討するとともに、誰もが使いやすい手続き方法となるよう、利用者目線に立った行政サービスの構築に取り組みます。

● 行政事務の効率化

- ・業務改善につながるデジタル技術の導入を検討し、持続可能な形で行政サービスを提供できるよう業務の効率化や省力化に取り組みます。
- ・業務の効率化により、政策立案や、住民サービスの向上のための業務に人的資源を集中させるなど、限られた職員数で最大の効果を生み出す体制づくりを推進します。

● 人材力の強化と継続的なスキル向上

- ・デジタル施策の実行力を高めるため、庁内におけるデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、必要に応じて外部専門人材の活用を図ります。
- ・業務におけるデジタル先端技術の活用や、情報セキュリティに関する職員研修を実施し、職員のデジタルスキルの向上に努めます。

● デジタルツールを活用した事業者・団体との連携強化

- ・各種デジタルツールを活用し、事業者や各種団体との手続きや情報伝達の迅速化・効率化を進め、円滑なコミュニケーションと連携の強化に努めます。

● 行政情報の効果的な発信を推進

- ・住民が、必要とする情報を素早く簡単に入手できるよう、デジタルツール等多様な手段による効果的な情報発信を行います。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
デジタル技術を活用した取り組み満足度（住民アンケート調査 満足+やや満足）	%	11.4	20.0
施設予約システムのオンライン化率	%	0	90
DX人材の育成（DX推進委員の確保）	人	10	50
DX関連職員研修会参加者数	人	89	100
町公式LINEの友だち登録率（人口比）	%	16	40

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・行政手続きや、行政情報の入手にデジタルツールを活用します。
- ・デジタル活用支援事業に参加し、デジタルリテラシーの向上に努めます。

● 事業者・団体

- ・町との会議や連絡調整、手続き等の実施手段として、デジタルツールを活用します。

2 | 人材確保・育成の強化

現状

安定的な人材確保

- ・近隣町村との職員採用試験を共同化し、応募者増加を図り、安定的な人材確保に努めています。

職員の育成

- ・「太子町人材育成基本方針」に基づき、専門性と住民対応力を兼ね備えた、職員の育成を推進しています。

課題

より質の高い行政サービス提供に向けた人材育成及び確保

- ・地方分権の進展に伴い町の権限と責任が増大し、住民ニーズが多様化・複雑化・高度化する中、変化する諸課題に対応するとともに、より質の高い行政サービスを提供する創造性、専門性等が求められています。

職員能力の組織的な育成

- ・限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが必要です。

メンタルヘルス対策

- ・業務の複雑化・高度化等によるストレスの増大に伴い、職員に対するメンタルヘルス対策も必要となっています。

方針

職員の意識改革

- ・多種多様な業務に適切に対応していくため、職員が自らの資質向上に取り組むよう、職場風土の改革をはじめ職員一人ひとりの意識改革を図ります。

質の高い職員の育成

- ・社会や職場環境の急激な変化にしなやかに対応し、住民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。また、近隣市町村とも連携しながら、安定的な人材の確保をめざします。



1 | より質の高い行政サービスを提供できる職員を確保し育成します

12



施策（行政が行うこと）

● 職員の能力開発

- ・「太子町人材育成基本方針」に基づき求められる職員像を踏まえ、計画的な研修を実施し、効率的かつ効果的な行政経営に対応できる職員の能力開発を図ります。

● 適正な組織づくり

- ・適正な組織づくりと職員の適材適所の人事配置を行います。

「施策」に対する評価指標と目標

評価指標	単位	令和6(2024)年度実績値	令和12(2030)年度目標値
研修の実施回数	回	55	70
研修への参加者数	人	496	600

行政とともに住民、事業者・団体が行うこと

● 住民

- ・町との協働において、住民が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。

● 事業者・団体

- ・町との協働において、事業者や団体が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。





Chapter

06

前期基本計画

資料編



第6次
太子町総合計画



1

策定経緯

名称	年月日	内容
第1回策定委員会	令和6年7月11日	・第6次太子町総合計画策定方針について ・住民アンケート調査の実施について
第1回審議会	令和6年7月30日	・会長・副会長の選出について ・諮問（第6次総合計画（案）） ・第6次太子町総合計画策定方針について ・住民アンケート調査について
住民アンケート調査	令和6年8月23日～ 令和6年9月11日	・住民アンケート調査
第1回策定部会	令和6年10月10日	・第6次太子町総合計画策定方針について ・現行人口ビジョンの検証と将来人口の推計について ・ワークショップの開催について
第2回策定委員会	令和6年10月22日	・第6次太子町総合計画策定方針（修正案） について ・現行人口ビジョンの検証と将来人口の推計について ・住民アンケート調査結果について ・ワークショップの開催について
中学生ワークショップ	令和6年11月9日	・中学生ワークショップ
第2回審議会	令和6年11月11日	・第6次太子町総合計画策定方針（修正版） について ・現行人口ビジョンの検証と人口の将来見 通しについて ・住民アンケート調査結果について ・ワークショップの開催について
住民ワークショップ （地区別に実施）	①令和6年12月7日 ②令和6年12月7日 ③令和6年12月8日	①山田・畑地区 ②春日・聖和台地区 ③太子・葉室地区
第1回職員ワー クショップ（作業部会）	令和6年12月24日	・職員ワークショップ
第2回職員ワー クショップ（作業部会）	令和7年1月14日	・職員ワークショップ
第2回策定部会	令和7年1月17日	・第5次太子町総合計画政策・施策評価に ついて（内容確認のお願い） ・中学生、住民ワークショップ結果について ・まちづくりの課題と方向性（案）について ・第6次太子町総合計画策定方針調査のお 願いについて
第3回職員ワー クショップ（作業部会）	令和7年1月21日	・職員ワークショップ
第3回策定委員会	令和7年2月6日	・第5次太子町総合計画政策・施策評価に ついて ・ワークショップ結果について ・まちづくりの課題と方向性（案）について

名称	年月日	内容
第3回審議会	令和7年3月6日	・第5次太子町総合計画政策・施策評価について ・ワークショップ結果について ・まちづくりの課題と方向性（案）について
第3回策定部会 （書面会議）	令和7年4月8日	・第6次太子町総合計画基本構想（素案）について ・基本理念（案）について
第4回策定委員会	令和7年4月17日	・第6次太子町総合計画基本構想（素案）について
第4回審議会	令和7年5月21日	・第6次太子町総合計画基本構想（案）について
議会全員協議会 （令和7年第2回議会定例会）	令和7年5月23日	・第6次太子町総合計画基本構想（案）パブリックコメント実 施説明
パブリックコメント	令和7年6月1日～ 令和7年6月30日	・第6次太子町総合計画基本構想（案）のパブリックコメント
第4回策定部会	令和7年6月11日	・職員ワークショップの結果について ・第5次太子町総合計画政策・施策評価について ・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）について
第5回策定委員会	令和7年7月8日	・基本構想（案）パブリックコメント結果について ・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）について
第5回審議会	令和7年8月5日	・基本構想（案）パブリックコメント結果について ・第6次太子町総合計画基本構想（案）の答申について ・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）について
議会全員協議会 （令和7年第3回議会定例会）	令和7年9月1日	・第6次太子町総合計画基本構想（案）パブリックコメント結 果報告
議会 （令和7年第3回議会定例会）	令和7年9月1日	・第6次太子町総合計画基本構想議決
第6回策定委員会	令和7年10月24日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）について
第6回審議会	令和7年11月19日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）について
議会全員協議会 （令和7年第4回議会定例会）	令和7年12月11日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）パブリックコメン ト実施説明
パブリックコメント	令和8年1月5日～ 令和8年2月4日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）のパブリックコメン ト
第7回策定委員会	令和8年2月10日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）パブリックコメン ト結果報告
第7回審議会	令和8年2月24日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）パブリックコメン ト結果報告
議会全員協議会 （令和8年第1回議会定例会）	令和8年3月12日	・第6次太子町総合計画前期基本計画（案）パブリックコメン ト結果報告

2 第6次太子町総合計画（案）の策定について（諮問）

太 秘 第 96 号
令和6年7月30日

太子町総合計画審議会
会長 的場 啓一 様

太子町長 田中 祐二

第6次太子町総合計画（案）の策定について（諮問）

第5次太子町総合計画が令和7年度をもって終了するとともに、本町を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するため、新たな総合計画の策定について太子町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

3 第6次太子町総合計画の基本構想（案）について（答申）

令和7年8月5日

太子町長 田中 祐二 様

太子町総合計画審議会
会長 的場 啓一

第6次太子町総合計画の基本構想（案）について（答申）

令和6年7月30日付け、太秘第96号をもって諮問のありました第6次太子町総合計画の「基本構想（案）」について、太子町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を重ね、基本構想（案）をとりまとめましたので、答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、豊かな自然や歴史・文化の保全と、快適なまちづくりに向けた開発のバランスを適切に図りながら、未来の世代を育み、住民と協働のもと笑顔あふれるまちづくりの実現に向け、今後策定する基本計画などに反映されるようお願いいたします。

4 太子町総合計画審議会条例

○太子町総合計画審議会条例

昭和43年12月18日条例第12号

改正

昭和44年1月31日条例第6号

昭和58年10月11日条例第27号

昭和62年3月30日条例第9号

平成16年9月30日条例第17号

太子町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき太子町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ太子町総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町及び関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

1/2

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年1月31日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則 (昭和58年10月11日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日条例第17号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

2/2

5 太子町総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

条例第3条第2項第1号(町議会議員)	
斧田 秀明	太子町議会議員
村井 浩二	太子町議会議員
西田 いく子	太子町議会議員
辻本 博之	太子町議会議員
条例第3条第2項第2号(住民)	
土井 武久	太子町社会福祉協議会
奥埜 雅偉	太子町観光協会
金谷 和美	太子町区長会
櫻井 勝	太子町 PTA 連絡協議会
森 義昌	やわらぎ幼稚園
松井 秀樹	松の木保育園
上野 昌江	太子町健康づくり推進会議
楠本 肇	富田林商工会太子町支部
北 和弘(令和6年7月30日~令和7年3月31日)	大阪南農業協同組合
落合 陽二郎(令和7年4月1日~令和8年3月31日)	大阪南農業協同組合
地村 沙耶花	公募住民
河野 有加	公募住民
条例第3条第2項第3号(学識経験を有する者)	
的場 啓一	大阪商業大学
天野 了一	四天王寺大学
和泉 大樹	阪南大学
条例第3条第2項第4号(町及び関係行政機関の職員)	
小角 孝彦(令和6年7月30日~令和6年9月30日)	政策総務部長
村岡 篤(令和6年10月1日~令和8年3月31日)	副町長

※任期：令和6年7月30日~令和8年3月31日

6 用語説明

あ行

アドプト・プログラム

アドプトは「養子縁組」の意味で、アドプト・プログラムは「里親制度」と訳されている。ボランティア活動を行うグループ等が里親となって、道路、公園等を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化活動等を行って面倒を見る(維持管理する)ことをいう。

医療的ケア児

NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルージョン

全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること。

インフラ

インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設。

王陵の谷

古墳時代の末期の古墳が集中し、天皇・皇族級の古墳が多いことから「王陵の谷」と呼ばれている。

温室効果ガス

地表からの赤外線を吸収し、再度放出することにより、地球の表面付近の大気を暖める効果を持つ気体。代表的な気体に二酸化炭素、メタンがある。

か行

管渠

下水や雨水を収集し排水するために地下に埋設される管路のこと。

関係人口

観光だけでなく、定期的に訪問したりするなど、多様にその地域とかかわりを持つ人。

近隣商業地域

まわりの住民が日用品の買物等をするための地域。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられる。

経営耕地面積

農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。

経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

健康マイレージ事業(たいしくんスマイル)

健診や健康に関連するイベントに参加したり、健康づくりに取り組み、スマイル(ポイント)を貯めて応募すると、参加賞や抽選で記念品がもらえる太子町の取り組み。

合計特殊出生率

15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

か行

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

耕作放棄地

1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。

交流人口

定住人口ともいわれる住所地人口とは異なり、通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光等人々の交流によりその地を訪れた人口のこと。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励または財政援助のための補助金等。

コミュニティーソーシャルワーカー

福祉サービスだけでなく、他の分野の制度や地域の人材等を組み合わせて生活の支援を行う専門家のこと。

さ行

災害協定

いざ災害が起きたときのためにあらかじめ関係機関と協定を交わし、応急対策、物資支援等の協力を確保するためのもの。

サポートプラン

支援対象者の課題の把握・明確化や、必要な支援の種類・内容を決定するために作成する計画のこと。

産後うつ

産褥期の精神障がいのおなかで最も多く、わが国では産褥の方の10～15%前後に起こるとされている。主な症状は抑うつ気分、不安、焦燥、不眠等で、母親としての責務を果たせないことや、こどもや夫に対して愛情が湧いてこないことに対する自責の念、育児への不安・恐怖等を強く感じる。

市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主財源

地方税、使用料等、自治体が自主的に徴収できる財源のこと。

自助・共助・公助

自助とは家庭単位で自らを守ること、共助とは地域単位でお互いを守ること、公助とは市町村等公的な支援のことをいう。

自然増減

出生や死亡により町の人口が増減すること。

磯長谷古墳群

聖徳太子御廟と敏達、用明、推古、孝徳天皇の4つの御陵を中心に、6・7世紀の古墳およそ30基からなる古墳群。

社会増減

他の地域からの転入や転出によって町の人口が増減すること。

純移動率

ある年齢X歳から5年後の年齢X+5歳までの5年間における移動人数を期首人口（ある年齢X歳の人口）で除した率。

循環型社会

有限な資源を持続可能な形で再利用を行い、環境への負担を減らす社会のこと。

常備消防

市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

植生

ある場所に生育している植物の集団。植物群落。

新興感染症

最近になって新しく出現した感染症の総称。

人口動態

一定期間中における人口の変動の状態。

ステークホルダー

企業や組織の活動に直接的・間接的に利害関係を持つすべての人や団体のこと。

ストックマネジメント

施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、施設の機能保全を効率的に実施することを通じて、施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する取り組み。

スマート農業

情報通信技術の活用により、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、農業の経営管理の合理化等を実現する新しい農業の形。

生活習慣病

運動不足や喫煙、ストレス等、普段の生活習慣によって引き起こされる病気のことで。

生産年齢人口

15歳～64歳の人口。

生残率

ある年齢X歳の人口が、5年後の年齢X+5歳に達するまで生き残る確率。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る人（後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

ソーシャルワーカー

生活に困っている人とともに、課題を共有し、支援を行う専門家のこと。

た行

第1次産業

農業、林業、漁業等、自然から直接価値のある資源を得る産業のこと。

第3次産業

小売業等のサービス業等、第1次、第2次産業に該当しない産業のこと。

第2次産業

製造業、建設業等、第1次産業から得られた材料を加工する産業のこと。

第一種住居地域

住居の環境を守るための地域。3,000m²までの店舗、事務所、ホテル等は建てられる。

第一種中高層住居専用地域

中高層住宅のための地域。病院、大学、500m²までの一定のお店等が建てられる。

第一種低層住居専用地域

低層住宅のための地域。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校等が建てられる。

タウンプロモーション

地方自治体が地域の魅力や施策・情報を内外に広く発信し、認知度やイメージの向上を図る活動。

タウンミーティング

行政の責任者と住民が対話集会等により直接話し合い、課題や解決方法を話し合うこと。

脱炭素

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにした状態。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられるサービスのことで。

た行

近つ飛鳥

難波からの距離をもとに、河内の太子町周辺を「近つ飛鳥」、大和を「遠つ飛鳥」と呼んだと古事に残されている。

地産地消

地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費すること。

地方交付税

国税の一部を地方公共団体が等しく行うべき事務ができるよう、一定の基準により国が交付する税。普通交付税と特別交付税がある。

地方創生

人口急減・超高齢化という、日本が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創り出すことをめざす、一連の政策。

超高齢社会

65歳以上の人口（老年人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21パーセント超の社会のこと。

データヘルス計画

医療費や健康診断等医療に関するデータに基づき、効率的な保健事業を実施するための計画のこと。

デジタル田園都市構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

「デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること」を指し、単なるアナログ情報のデジタル化にとどまらず、プロセス全体もデジタル化することで新たな価値を創造し、社会的な影響・便益をもたらす。

デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていること。

デュアルライフ（2拠点居住）

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等を含む）を設ける暮らし方。

特殊詐欺

人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のこと。

都市計画区域

自然的、社会的条件等を勘定して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。

土砂災害警戒区域

土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもの。

特化係数

例えば、ある市町村の産業別の構成比を全国の平均的な構成比と比較することで、その市町村がどの産業に特化しているのかを示す指標。

な行

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。

二次医療圏

精神病床、感染症病床及び結核病床を除いて、主として病院及び診療所の病床の整備をはかるべき地域的単位。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者等、社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人と同じように生活し、社会参加できるような整備を行うこと。

は行

働き方改革

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革。

ハラスメント

弱い立場の人に対し、不快に感じさせたり、不利益を被らせるような言動を行うこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものを、ハード・ソフトの両面から除去すること。

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する者をいう。）のうち、自ら避難することが困難な者であったりその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

非認知能力

主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素（①自分の目標をめざして粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う）からなる。特に幼児期（満4歳から5歳）に顕著な発達が見られ、学童期・思春期の発達を経て、大人に近づく。

病児保育

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育すること。

不育症

妊娠しても赤ちゃんが育たず、2回以上の流産や死産の既往がある場合をいう。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

普通会計決算

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

普通交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても標準的な行政サービスを提供できるように財源を保障するためのもの。国が徴収した国税の一部を一定の合理的基準により地方へ再配分している。

フレイル

年齢を重ねると次第に心と体の働きが弱くなる。このような状態をフレイル（虚弱）という。

プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み。

保健事業

健康保険組合や自治体（国保等）が、加入者とその家族の健康維持・増進、病気の予防、早期発見を目的に実施する健康支援活動。

保険

病気、ケガ、事故、災害等、人生の不測の事態（リスク）に備え、多くの人が少しずつ保険料（お金）を出し合い、万が一の際に金銭的な支援を受けられる「相互扶助（助け合い）」の制度。

ま行

マタニティブルー

妊娠中から出産直後の女性が陥りやすい不眠・ふさぎこみ等の一過性のうつ状態。

マンホールポンプ施設

自然流下で流すことのできない地域の汚水（生活排水）を、自然流下で排水できる場所まで送るためのポンプ施設のこと。

メンタルヘルス

体の健康ではなく、心の健康状態を意味する。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていることも・若者のこと。

ユニバーサル・デザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

用途地域

都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。

ら行

ライフステージ

人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に区分した、それぞれの時期。

留保財源

基準財政収入額の算定において、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。

レセプト

病院が保険者に請求するための資料（診療報酬明細書）のこと。

ローリング方式

現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和を図ることで、個人の健康・生活の質を向上させ、職場の生産性向上にも資する考え方。

ワークショップ

様々な立場の人が集まり自由に意見を言い合いながら提案をまとめていく手法。

ワーケーション

仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語。リゾート地等普通の職場ではない場所で仕事をしつつ、別の日や時間帯には休暇を取って、その地域ならではの活動を行ったりすること。

A～Z

A I

人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念。

I C T

Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称。コンピューター・インターネット・携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術。

MR2期

麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）第2期の接種期間。5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間。

N P O

Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体。

第6次 太子町総合計画

令和8年3月発行

太子町 政策総務部 秘書政策課

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL : 0721-98-5531 FAX : 0721-98-4514

E-mail hisyo@town.taishi.osaka.jp

太子町公式 HP

